第四次石井町総合発展計画

<後期基本計画>

平成 28 年 3 月 石井町

ごあいさつ



本町は、平成23年3月に第四次石井町総合発展計画において「太陽と緑の環境都市 いしい」を将来ビジョンに掲げ、「人」「地域」「町」「明日」とのつながり大切にするまちづくりに取り組み、石井町の豊かな自然環境と生活環境が調和し、高度な都市機能サービスを併せて享受できる魅力あふれる都市の形成を目指し、総合的かつ計画的に諸施策を展開してきました。

しかし、少子高齢化の進行により、石井町においても平成17年 国勢調査における26,068人をピークに人口減少が顕在化して きており、人口減少を抑制しつつ、活力あるまちづくりを継続して いくことが、大きな課題となっています。

このような中、第四次石井町総合発展計画前期基本計画が計画期間の終期を迎えることから、この度、平成28年度から平成32年度を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画の検証、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく長期的な人口見通しを立てる「石井町人口ビジョン」、人口減少抑制のための具体的な施策と事業を明確にする「石井町総合戦略」にて取り上げた施策を取り込み、また、めまぐるしく変化する時代状況を反映したものとしております。

人口減少、少子・高齢化という経験したことのない時代を乗り越えるため「太陽と緑の環境都市 いしい」の将来ビジョンが目指す都市像の実現のため引き続き諸施策に取り組むとともに、人口減少抑制の取り組みを推進し、石井町のさらなる発展を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、ご協力を賜りました町議会をはじめ町民の 皆様方に心より感謝を申し上げますとともに、今後ともなお一層のご理解とご協力、町政 への積極的なご参画をよろしくお願い申し上げます。

平成28年3月

石井町長 小林 智仁

目 次

| 第1編 | 序論 | |
|-----|--------------------------------|----|
| 第1章 | 5 後期基本計画の位置付け | 3 |
| 第2章 | 5 近年のまちの動きと将来見通し | 7 |
| 第3章 | 5 時代の潮流とまちの対応課題 | 10 |
| 第4章 | 賃 前期基本計画の検証 | 13 |
| | | |
| 第2編 | 基本計画 | |
| 第1章 | 軍 安心と生きがいを培う保健・医療・福祉の充実 | 18 |
| 1 | 保健 | 18 |
| 2 | 医療 | 21 |
| 3 | 地域福祉 | 22 |
| 4 | 児童福祉 | 24 |
| 5 | 障がい者福祉 | 27 |
| 6 | 高齢者福祉・介護 | 30 |
| 7 | 社会保障 | 32 |
| | | |
| 第2章 | 5 人と地域を育てる教育・文化の充実 | 34 |
| 1 | 幼稚園教育 | 34 |
| 2 | 義務教育 | 36 |
| 3 | 社会教育・生涯学習 | 40 |
| 4 | 生涯スポーツ | 42 |
| 5 | 地域文化・交流 | 44 |
| 6 | 青少年健全育成 | 46 |
| 7 | 人権 | 48 |
| | | |
| 第3章 | 重 美しい自然環境と安全な都市基盤の整備 | 52 |
| 1 | 土地利用 | 52 |
| 2 | 水利用 | 54 |
| 3 | 道路・交通体系 | 55 |
| 4 | 交通安全 | 57 |
| 5 | 防災・防犯 | 58 |

| | 第4章 | 章 快適で暮らしやすい生活環境の整備 | 60 |
|---|-----|----------------------|----|
| | 1 | 住宅 | 60 |
| | 2 | 上水道 | 62 |
| | 3 | 下水道・汚水処理 | 64 |
| | 4 | 環境衛生 | 65 |
| | 5 | 墓地・火葬場 | 67 |
| | 6 | 公園緑地 | 68 |
| | 第5章 | 章 暮らしを支える産業の振興 | 70 |
| | 1 | 農業 | 70 |
| | 2 | 工業 | 72 |
| | 3 | 商業・観光 | 73 |
| | 第6章 | 章 まちづくりを支える効率的な行財政運営 | 75 |
| | 1 | 住民参加 | 75 |
| | 2 | コミュニティ・ボランティア | 77 |
| | 3 | 情報通信 | 79 |
| | 4 | 行政運営 | 80 |
| | 5 | 財政運営 | 82 |
| | 6 | 広域行政 | 84 |
| | 石井岡 | 町 まちづくり指標 | 85 |
| 資 | · 料 | 編 | |
| | 第四次 | 欠石井町総合発展計画の基本構想 | 90 |
| | 用言 | 吾 解 説 | 96 |



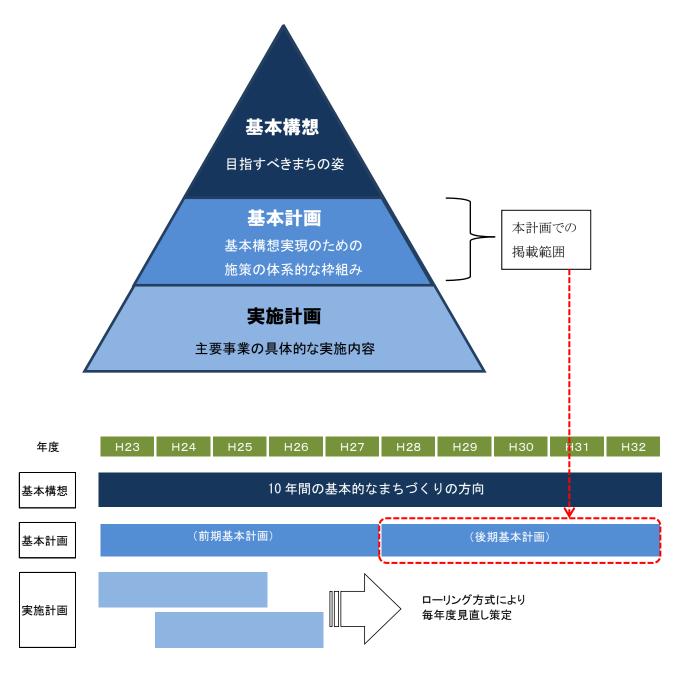
第1章 後期基本計画の位置付け

1

後期基本計画とは

石井町は、平成23年3月に「第四次石井町総合発展計画(基本構想・前期基本計画)」を策定しました。この計画は、地域特性、住民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえ、計画的、持続的な行政運営を推進するための指針として策定したもので、10年間の基本的なまちづくりの方向を示す「基本構想」と、5年間の具体的な施策の展開を示す「前期基本計画」で構成されています。

今回、「前期基本計画」が平成 27 年度で計画期間が終了することを受け、平成 28 年度から平成 32 年度までの「後期基本計画」を策定します。



2

基本構想における石井町の施策の体系

第四次石井町総合発展計画の基本構想では、"太陽と緑の環境都市 いしい"を将来ビジョンとして 掲げ、3つの基本目標と、6つの施策分野群の目標を掲げています。

後期基本計画においても、この体系は踏襲するものです。

【将来ビジョン】 【基本目標】

【6つの施策分野群の目標】

太陽と緑の環境都市い

支え合い育て合う、 人の輝く <u>まちづ</u>くり 安心と生きがいを培う保健・医療・福祉の充実

人と地域を育てる教育・文化の充実

環境を考え 暮らしを快適にする まちづくり 美しい自然環境と安全な都市基盤の整備

快適で暮らしやすい生活環境の整備

住民が主役の 活力あふれる まちづくり 暮らしを支える産業の振興

まちづくりを支える効率的な行財政運営



後期基本計画と「人口ビジョン」・「総合戦略」との関係

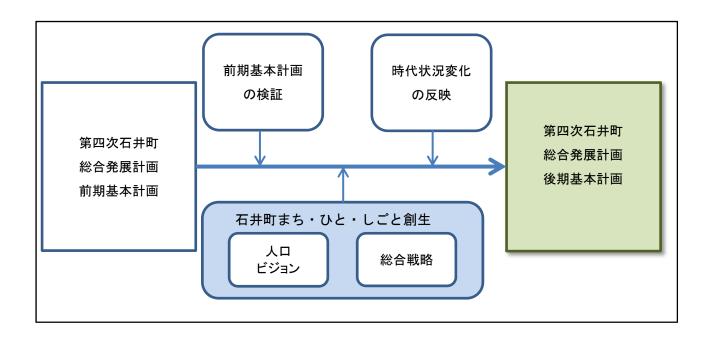
国において平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、12 月に閣議決定されました。

これを受けて、本町においても平成27年度「石井町人口ビジョン」及び「石井町総合戦略」を策定し、長期を見据えた中での人口減少抑制のための戦略的な施策を講じていくこととしています。

「石井町人口ビジョン」は平成72年(2060年)における本町の人口の見通しを立てるものです。また「石井町総合戦略」は「人口ビジョン」の目標のもと、人口減少の抑制のための具体的な施策と事業を明確にするもので、当面5カ年(平成27年度~平成31年度)の計画となります。

よって、本「後期基本計画」においては、前期基本計画で取り上げている基本計画の内容に加え、「石井町総合戦略」で取り上げた各種施策を取り込んだものとします。

■総合計画・後期基本計画の検討の流れと「人口ビジョン・総合戦略」の関係



なお、「石井町人口ビジョン」においては、平成72年(2060年)の目標人口(戦略人口)を19,000人~20,000人、平成32年(2020年)は約24,800人としています。

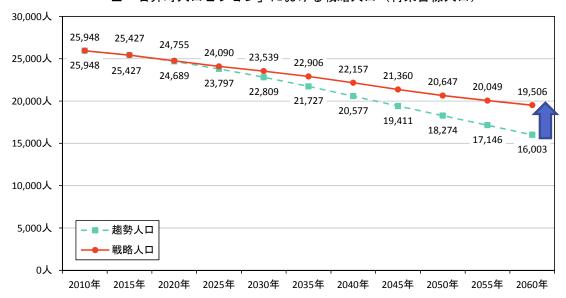
「第四次石井町総合発展計画」の基本構想において、平成32年の将来目標人口は27,000人としておりましたが、本「後期基本計画」においては「石井町人口ビジョン」における人口を、新たな5年後の将来目標人口とします。

■将来目標人口

| | 平成 32 年 | | 平成 72 年 |
|--------------|-----------|---|-----------------|
| 第四次石井町総合発展計画 | 27, 000 人 | 1 | |
| 石井町人口ビジョン | 24, 800 人 | | 19,000~20,000 人 |

「石井町人口ビジョン」では、現状のまま減少傾向が進むと仮定すると(趨勢人口)、平成72年の総人口は16,000人程度になることも予測され、今後人口減少抑制に向けた対策が本町の喫緊の課題といえます。

■「石井町人口ビジョン」における戦略人口(将来目標人口)



第2章 近年のまちの動きと将来見通し

1

人口の動き

国勢調査による人口の動きをみると、平成 17 年の 26,068 人をピークに、その後は減少傾向となり、 平成 22 年では 25,954 人となっています。

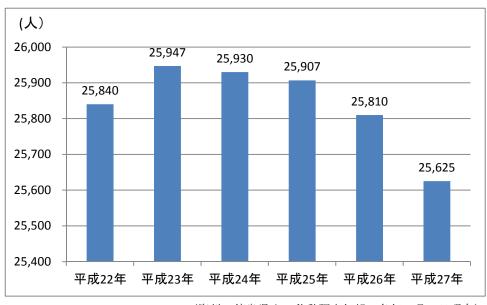
少子高齢化は着実に進行しており、平成 22 年では 65 歳以上高齢化率は 25.8% と 4 人に 1 人以上の割合となっています。

●人口の動き

| | | 国勢調査 | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
| 人口(計) | 22,889 | 24,434 | 25,071 | 25,207 | 25,436 | 26,023 | 26,068 | 25,954 |
| 0~14歳 | 5,169 | 5,383 | 5,165 | 4,497 | 4,001 | 3,653 | 3,493 | 3,416 |
| 15~64歳 | 15,378 | 16,204 | 16,669 | 16,761 | 16,734 | 16,786 | 16,455 | 15,826 |
| 65歳以上 | 2,342 | 2,847 | 3,236 | 3,949 | 4,701 | 5,584 | 6,120 | 6,705 |
| 構成比 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 0~14歳 | 22.6% | 22.0% | 20.6% | 17.8% | 15.7% | 14.0% | 13.4% | 13.2% |
| 15~64歳 | 67.2% | 66.3% | 66.5% | 66.5% | 65.8% | 64.5% | 63.1% | 61.0% |
| 65歳以上 | 10.2% | 11.7% | 12.9% | 15.7% | 18.5% | 21.5% | 23.5% | 25.8% |

また、最近の人口の動きを直近の国勢調査確定値を基に、住民基本台帳法の規定に基づく移動状況を加減して推計した人口でみてみると、減少傾向に歯止めはかかっておらず、平成27年1月時点の推計人口は25,625人となっています。

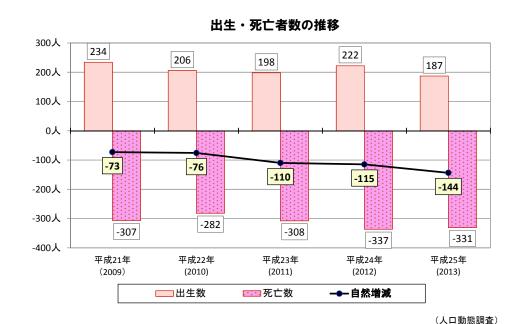
●推計人口による最近の動き(含む外国人)

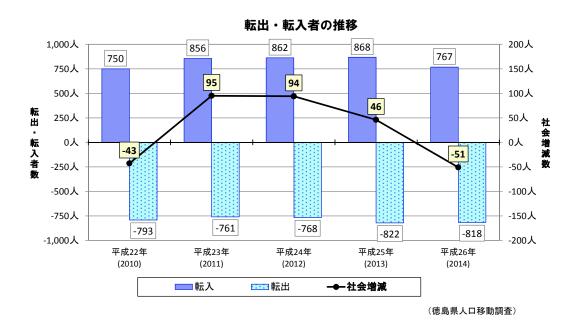


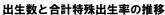
(資料:徳島県人口移動調査年報:各年1月1日現在)

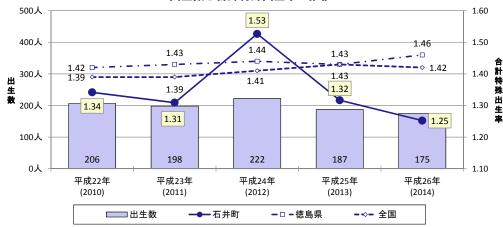
近年の人口減少の要因をみると、自然動態(出生・死亡)では、出生数を死亡数が上回り、年間 100 人強のマイナスとなっています。また、社会動態(転入・転出)においては、転入・転出がほぼ拮抗していますが、平成 23 年以降は徐々に転出者が増え、転入者が減る傾向がみられ、平成 26 年では約 50 人のマイナスとなっています。

なお、出生数の少なさは、合計特殊出生率の低さにあります。人口が維持できる合計特殊出生率は現状では「2.07人」ですが、平成26年の全国及び徳島県の値は、全国「1.42」徳島県「1.46」と低く、石井町はさらに低い「1.25」となっています。









※国·県:人口動態調査

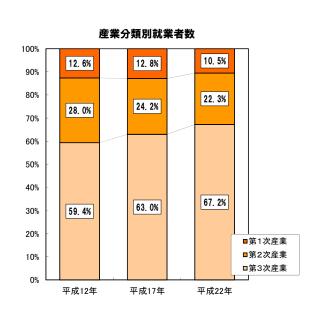
※石井町:出生数(人口動態調査)、女性人口(住民基本台帳)より算出



産業構造

産業構造について就業者数からみると、人口の減少に伴い就業者総数も減少傾向にありますが、 特に第2次産業の就業者が減少し、第1次産業の就業者も微減にあります。但し、第3次産業就業 者数は増加傾向にあり、サービス化の傾向がさらに進んでいます。

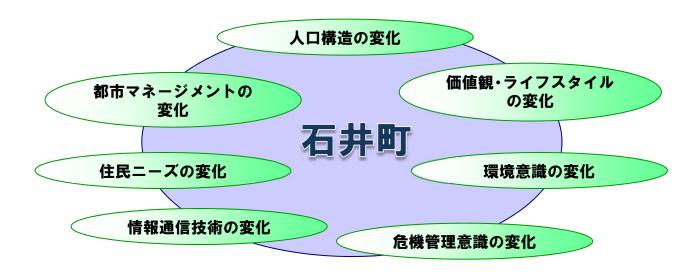
| | | 国勢調査 | |
|--------|--------|--------|--------|
| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
| 就業者数 | 12,742 | 12,254 | 11,947 |
| 第1次産業 | 1,611 | 1,573 | 1,258 |
| 第2次産業 | 3,568 | 2,962 | 2,659 |
| 第3次産業 | 7,563 | 7,719 | 8,030 |
| 構成比 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 第1次産業 | 12.6% | 12.8% | 10.5% |
| 第2次産業 | 28.0% | 24.2% | 22.3% |
| 第3次産業 | 59.4% | 63.0% | 67.2% |
| ※第3次産業 | には分類不能 | 能を含む。 | |



第3章 時代の潮流とまちの対応課題

国の内外を取り巻く社会・経済環境は、石井町のまちづくりにおいても様々な面で影響を及ぼしてきます。

前期基本計画においても、7つのキーワードで時代の潮流をとらえていますが、その内容もこの5年間で少し様相を異にしてきている面もみられます。



時代の潮流 1 人口構造の変化

我が国では、2008年の1億2,808万人をピークに人口減少局面に入っており、今後も年少人口の減少と老年人口の増加を伴いながら、2050年に9,700万人程度、2100年には5,000万人未満まで減少するという推計が出されています。また、地域間経済格差等が、若い世代の地方から東京圏への流出、ひいては東京圏一極集中を招いています。

このような状況に対応し、「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」が成立しました。この「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国では「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、"人口1億人の維持"を掲げた政策を推進していくこととなっています。

[まちづくり課題]

石井町においても、「石井町人口ビジョン」とそれを達成していくための当面の5カ年の計画として「石井町総合戦略」を策定しています。

人口減少を止めることは 難しいですが、少しでも出生 数を増やすとともに、現在の 住民の定住化を強化し、さら に町外からの転入者(UIJ ターン)を促進していくこと により、人口減少の抑制を図 っていく必要があります。

時代の潮流 2 価値観・ライフスタイルの変化

自由時間の増大や生活水準の向上等により、住民の価値観や生活意識はモノの豊かさから心の豊かさを大切にする方向へと変化し、ライフスタイルも一層多様化してきています。また、TPPの動き等、世界的な社会経済構造の変革が進展する中で、これまでの大量生産消費型の経済・社会システムから新しい多様な価値を創造する経済・社会システムへの構造的転換が求められています。

地方財政は依然として厳しい状況が続いており、それに見合った構造転換が必要となっています。

[まちづくり課題]

自立と自己決定を基本に 財政基盤の充実・強化による 健全な行財政経営の確立が 不可欠です。また、既存の地 域産業の振興とともに、新た な経済環境に適応した産官 学の連携等を含めた、付加価 値の高い産業の創出・育成が 望まれています。

時代の潮流 3 環境意識の変化

世界規模での急速な人口増加や生産・消費活動の拡大により、食糧・資源・エネルギー等の需要増大が予測されるとともに、CO2(二酸化炭素)排出量の増大が原因ともいわれる地球温暖化、オゾン層破壊等の様々な地球環境問題が深刻化しています。

こうした状況を背景に、平成27年11月よりパリで気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、国際的な環境問題への取り組みの枠組みが決められたところであり、環境問題への対応は、世界的に待ったなしの状況となっています。

[まちづくり課題]

石井町においては、限りあるエネルギー等の有効利用、 大量消費型の生活様式から循環型資源利用システムへの転換、環境産業としての農業振興等、住民・地域・行政が互いに協力し合う体制を確立し、自然と共生する持続可能な社会を構築することが望まれます。

時代の潮流 4 危機管理意識の変化

平成23年3月11日の東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらすとともに、原子力発電所の事故と相まって、環境問題やエネルギー問題を含め、国民に日々の生活の見直しを迫ることとなりました。

また、世界各地におけるテロの勃発、凶悪犯罪の頻発、 振り込め詐欺の急増等を背景に、身近な都市生活におけ る安全・安心対策がこれまで以上に求められています。

[まちづくり課題]

石井町でも、防災・防犯面での危機管理に対する総合的な対応策や体制を強化し、住民と行政が協働して防災・防犯・治安の維持に努め、住民が安心して暮らせるしくみづくり・まちづくりを進めていく必要があります。

時代の潮流 5 情報通信技術の変化

インターネットによる地球規模での情報ネットワークの拡大や携帯電話の急速な普及をはじめ、情報通信技術の飛躍的な発展により、今日、情報の重要性はますます大きなものとなっています。

こうした情報化・グローバル化は、社会経済活動のあり方を変えるだけでなく、人と人とのコミュニケーション・つきあい方を含むライフスタイルの変化をもたらしています。徳島県においては全国屈指のブロードバンド環境の整備が進んでおり、新たなITビジネスの展開もみられるようになっています。

[まちづくり課題]

石井町においても、こうしたユビキタス社会を実現するための情報通信基盤の整備とともに、情報通信基盤を活用した自治体経営や行政サービスの提供、さらにはIT活用による新たな産業展開等を積極的に推進していくことが望まれます。

時代の潮流 6 住民ニーズの変化

複雑化・多様化する社会的な課題や住民ニーズに柔軟に対応するためには、行政のみが課題解決にあたるのではなく、様々な主体と協力しながら施策を展開していくことが不可欠です。

そのため、行政は住民ニーズを的確に把握し、それを 施策に反映させる一方で、積極的な情報公開、住民が政 策を評価できるシステムづくり、政策形成における住民 参画等を推進していくことが必要です。

[まちづくり課題]

石井町の住民が自らの選択と責任に基づく協働のまちづくりに積極的に参画するとともに、住民と行政のまちづくりに対する取り組みを通じて、協働によるまちづくり・コミュニティづくりを実現していくことが求められています。

時代の潮流 7 都市マネージメントの変化

国から地方へ権限や財源を移譲し、地域の自主性及び 自立性を高めるための改革が進む中、住民にとって最も 身近な基礎自治体の果たす役割と責任は、これまで以上 に大きくなってきます。

一方、地域の自主性を活かし、より創意と工夫に満ちた、自主的・自立的なまちづくりを実現するためには、自治体の地域マネージ力を高めるとともに、"新しい公共"ともいわれるような、住民や民間の力を活かした地域づくりのシステムがより一層求められ、"地域ぐるみによる自主的なまちづくり"が、より重要になってきます。

[まちづくり課題]

政策運営能力・地域経営能力の向上により、ゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築いていくことが求められています。また、NPOやボランティアといった住民パワーの積極的な活用や、近隣自治体と連携した、広域連携による役割分担も推進していく必要があります。

第4章 前期基本計画の検証

後期基本計画策定にあたり、前期基本計画に掲げている 110 の個別施策について、進捗度評価を行いました。

<評価方法>

110の個別施策について、各担当課によって4段階評価を行いました。

4:計画通り達成できた

3:幾つか残されたものはあるが概ね取り組めた

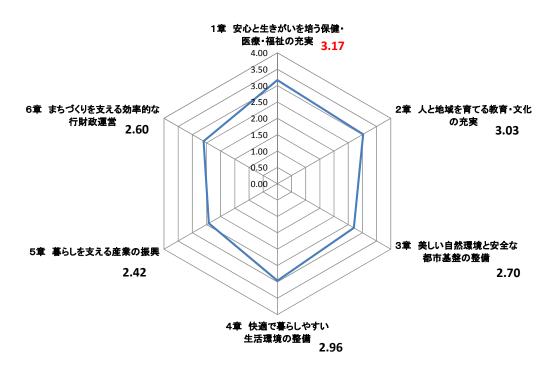
2:幾つかは取り組めたが全体的にはあまり進んでいない

1:全く取り組めなかった

*1つの施策が複数課にまたがっているものは、それぞれの担当課で評価した得点の平均値とし、章ごとの得点は、章を構成する施策群の平均値となっています。

◆施策全体の評価

- ●全施策の平均は「2.88」となり、計画した取り組みはある程度実施できているが、まだ残されたものもあり今後ともさらなる取り組みが必要である、と統括できます。
- ●章単位でみると、最も評価が高いのは「第1章 安心と生きがいを培う保健・医療・福祉の充実」で3.17 ポイント、最も評価が低いのは「第5章 暮らしを支える産業の振興」で2.42 ポイントとなっています。

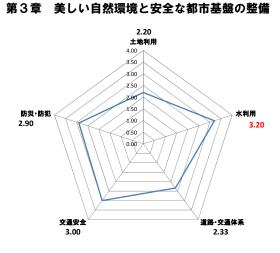


◆章単位でみた評価

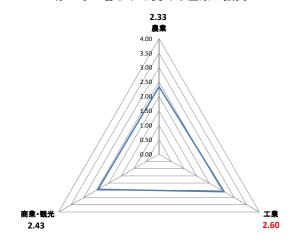
- ●章別の施策評価をみると、全34分野の中では、1点台はなく、「2点台」20分野、「3点以上」 14分野となっています。
- ●この評価は前期基本計画の検証であり、当然5年間ですべてが完了するものではありませんが、 進捗度の低い施策については、5年間の時代変化も踏まえ、今後の必要性を判断し、進捗が遅れ た要因を考えるとともに、施策の内容についても再検討する必要があります。

第1章 安心と生きがいを培う保健・医療・福祉の充実

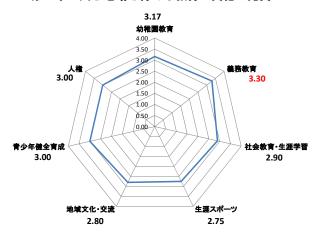
保健 4.00 3.00 社会保障 医療 2.50 3.57 2.00 1.50 1.00 0.50 0.00 高齢者福祉·介護 地域福祉 3.25 3.00 障がい者福祉 3.21 2.87



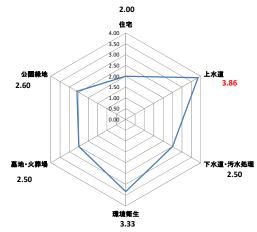
第5章 暮らしを支える産業の振興



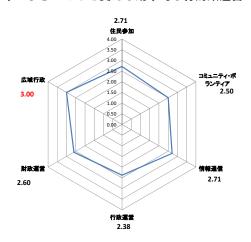
第2章 人と地域を育てる教育・文化の充実



第4章 快適で暮らしやすい生活環境の整備



第6章 まちづくりを支える効率的な行財政運営





基本目標 1

支え合い育て合う、人の輝くまちづくり

第1章 安心と生きがいを培う保健・医療・福祉の充実

| 1 | 保健 | |
|---------------------------|---|----------------------|
| 2 | 医療 | 21 |
| 3 | 地域福祉 | 22 |
| 4 | 児童福祉 | 24 |
| 5 | 障がい者福祉 | 27 |
| 6 | 高齢者福祉・介護 | 30 |
| 7 | 社会保障 | 32 |
| · | 辛 人と地域を充てる数字。 サルの女中 | |
| · | 章 人と地域を育てる教育・文化の充実 | |
| · | 章 人と地域を育てる教育・文化の充実 | |
| · | 幼稚園教育 | |
| 第2 | | |
| 第 2 | 幼稚園教育 | 36 |
| 第 2 1 2 | 幼稚園教育 | 36 40 |
| 第 2 1 2 3 | 幼稚園教育 義務教育 社会教育・生涯学習 生涯スポーツ 地域文化・交流 | 36 40 42 44 |
| 第 2 1 2 3 4 | 幼稚園教育 義務教育 社会教育・生涯学習 生涯スポーツ | 36 40 42 44 |

第1章 安心と生きがいを培う保健・医療・福祉の充実

1 保健

現況と課題

- ●本町では、「自分の健康は自分で守る」の趣旨のもとに、住民の健康づくりを推進するため、 母子保健事業、健康増進事業、精神保健相談事業、予防事業、結核予防事業のほか、住民の総 合的な保健業務を実施しており、保健センターを拠点として活動しています。
- ●保健センターの整備や各種健康増進事業の充実が求められています。
- ●きめ細かなサービスを実施するため、保健師の業務分担に加え、地区分担制がとれるような保健師のマンパワーの確保が重要な課題となっています。
- ●保健活動の推進体制については、新健康管理システムを活用し、地域の健康度評価を行い、健康課題を明確にします。健康増進事業・予防事業のほか、母子保健事業についてもシステム導入を図り、母子保健分野の住民サービスの向上を図ることが重点課題となっています。
- ●新型インフルエンザ等感染症の予防やまん延防止、感染症知識の普及啓発に取り組むとともに、 災害時の予防活動を想定した医療救護体制の確保と環境整備が課題です。

基本方針

- □すべての住民が心身ともに健やかで、心豊かに生活できる町であるために、母子、成人、高齢者のライフサイクルを通じた包括的な健康づくり対策を推進し、生活環境のより一層の向上を図ります。
- □疾病の早期発見・早期治療にとどまらず、健康の保持増進、発病予防を目的とした一次的予防を重視し、生活の質を高め、健康でいられるよう、健康意識の向上を図る啓発活動の充実、地域の組織づくり、スポーツ・レクリエーション活動の推奨等、住民が主体的かつ積極的に取り組める健康づくりの展開を図ります。
- □健康づくりの拠点である保健センターの充実を図ります。

施策の概要

| I) 健康づくり活動の積極的 | |
|---------------------|--|
| ①健康づくりのための 基盤整備 | ○地域住民が、主体的に参加できる保健活動の企画・立案。 種健康づくり活動の拠点となる保健センターの充実を図り す。 |
| ②健康づくりのための 体制の整備 | ○地域住民の意見を反映した保健事業の展開を図るため、で 町健康づくり推進協議会等での総合的な連絡調整を行い、 健、医療、福祉、介護部門等の連携強化を目指します。 ○地域に密着した健康づくり活動の推進を図るため、講演 研修等の実施によりがん対策保健推進員、母子保健推進員の 力の向上に努めます。 |
| ③健康づくり意識の 啓発 | ○「自分の健康は自分で守る」という健康づくり意識の啓然 ため、イベントや各種広報活動の充実を図るとともに、健康 くり運動の充実・強化を図ります。 |
| 2)地域保健活動の充実 | |
| ①母子保健活動の充実 | ○ライフサイクルに応じた母子保健対策の推進、妊娠中の最の健康管理や産後の育児不安の軽減・母親の孤立化を防ぎ、待予防対策を充実し、子どもの健やかな成長の促進を図るがの事業を実施します。 ○母子保健分野における保健、医療、福祉、教育関係者等は連携強化を図ります。 ○健康診査、保健指導、こんにちは赤ちゃん訪問や幼児訪問健康教育の充実、養育医療給付、特定不妊治療費助成等支援図ります。 ○さらに、きめ細かなサービス提供を図るため、母子保健等テム導入による健康管理体制の構築と継続支援を行い、母母健の向上に努めます。 |
| ②健康増進事業の充実 | ○健康づくり計画・第2期特定健康診査等実施計画・データルス計画に基づき、がん・生活習慣病対策・重症化予防対策充実を図ります。 ○健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問打事業等の充実を図り、保健、医療、福祉の連携のもと、一位したサービス提供を行います。 ○各種がん検診受診率向上、検診未受診者対策、精密検診を診者の受診率向上対策等と予防教育の強化を図ります。 |
| ③地域精神保健活動の 充実 | ○医療機関、精神保健福祉センター、保健所、福祉部門と を取りつつ、メンタルヘルス相談や精神障がい者の健康づく 支援、自殺予防啓発活動の推進、講演会等を実施し地域精神 |

| ④予防対策の充実 | ○A類定期予防接種(四種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘)について、接種機会の拡充を図るため、町内医療機関及び広域医療機関にて、年間を通して接種できる体制の維持を図ります。 ○B類定期接種(季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症)を実施し、感染予防・健康増進を図ります。 ○今後、法改正により肝炎、おたふくかぜ、ロタ等定期接種導入にあたっては、接種体制の確保に努めます。 ○結核予防対策としては、知識の普及・啓発、検診の実施により、予防対策の充実を図ります。 |
|----------------------|--|
| ⑤住民健康管理データ ベースの整備 | ○個人情報の保護に十分配慮しつつ、健診データを一元的かつ時系列的に把握し、効果的な保健事業の展開を図ります。 ○母子保健分野のシステム導入により、ライフサイクルに応じたきめ細かなサービス提供が図れるよう、事務環境整備に努めます。 |
| ⑥災害時予防活動の ための環境整備 | ○災害時予防活動を想定した医療救護体制の構築と環境整備、 医療救護所開設・設置に必要な医療資機材の整備を行います。 |

2 医療

現況と課題

- ●すべての住民が等しく適切な医療機会に恵まれ、健康で快適な生活を営むことができるように 医療体制を整備することは、地域社会にとって大変重要な課題です。
- ●長寿社会の中で、治療のみならず、健康増進、疾病予防、リハビリテーションといった医療に 対する要望が多様化しています。
- ●救急医療体制については、東部 I 保健医療圏に属し、夜間・休日は病院群輪番制で対応しており、また、重篤な患者は県立中央病院の救命救急センター等(3次救急医療機関)に搬送される体制が整備されています。
- ●今後も医師会を中心に医療関係機関等との連携を強化しながら、救急体制の充実・向上を図る ことが大切です。
- ●地域に密着した、かかりつけ医を中心とする病診連携等による医療の体系化が重要です。

基本方針

- □高度化・多様化した医療ニーズに対応し、患者の心身の状況に応じた良質な医療を効率的に提供する体制を医師会と連携して確保します。
- □「いつでも、どこでも等しく高度な医療が受けられる」を理念とし、住民の健康増進、疾病予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る、総合的な保健医療体制の整備を図ります。

施策の概要

| | ○住民一人ひとりが健康な生活を送り、適切な医療と必要な保 |
|--------------|-------------------------------|
| | 健福祉サービスが受けられる社会を目指し、保健、医療、福祉、 |
| | 介護の連携強化に努めます。 |
| (1)地域体制の確立 | ○在宅で療養を希望する患者の増加に対応して、かかりつけ医 |
| | と専門医の間、保健医療機関・福祉関係機関・介護保険関係機 |
| | 関の間等の機能分担を推進し、地域医療体系を確立できるよう |
| | 連携の強化に努めます。 |
| (2)緊急医療体制の確立 | ○それぞれの段階に応じて初期救急、2次救急医療体制、3次 |
| | 救急医療体制の充実を図るとともに、大規模災害等に伴う救急 |
| | 医療に対して、広域的救急体制の活用ができるよう環境整備に |
| | 努めます。 |

3 地域福祉

現況と課題

- ●核家族化の進行や地域の連帯感の希薄化、雇用慣行の変化による職域への帰属意識の変化、家庭や地域での世代間交流の減少等、最近の地域社会の環境は、これまでとは異なった状況になってきています。
- ●少子高齢化による一人暮らし高齢者等、支援を必要とする人が増加する等、これまで行政が取り組んできた社会福祉システムでは、住民のニーズに十分応えられない状況が出現しています。
- ●住民の増大・多様化した福祉ニーズに対応し、福祉の充実した地域社会を形成していくためには、住民の福祉活動への積極的な参加を得ながら、民間組織としての社会福祉協議会の活動充実や地域福祉活動と公的福祉サービスの一層の連携強化が必要です。
- ●住民の福祉意識を高揚させるため、地域福祉活動へより多くの住民が参加できるよう広報等を 通じて福祉に関する情報を発信する等、継続的な啓発活動が必要です。
- ●社会福祉協議会、民生・児童委員協議会を軸にする等、コミュニティレベルでの活動を組織化 し、企業や地域住民等と協働して地域福祉活動を推進することが重要となっています。

基本方針

- □住民一人ひとりの地域に対する思いやりや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への住民の積極的な参画と活動のネットワークを広げ、お互いに支え合うことができる地域社会の形成を推進します。
- □ユニバーサルデザインの視点から、すべての住民が利用しやすい環境づくりを進めていきます。
- □社会福祉協議会の充実や民生・児童委員等による、より住民に身近なサービス体制の充実に努めます。

施策の概要

| (1 |)新たな福祉文化の創造 | |
|-----------------|---------------------|------------------------------|
| | ①福祉意識の啓発 | ○地域福祉活動を推進するにあたり、一人ひとりが地域の構成 |
| | | 員であることを自覚することが大切です。このため、広報等の |
| | | 充実はもとより、住民及び関係機関・団体等との連携により、 |
| | | 地域福祉に関する住民意識の啓発を推進します。 |
| | | ○地域福祉活動への住民参加を促すため、シンポジウムやイベ |
| | | ントの開催等に積極的に取り組み、参加体験型の啓発活動のオ |
| | | 実を図ります。 |
| | | ○ノーマライゼーション思想の普及をはじめ、高齢者、障がレ |
| | ②福祉教育の充実 | 者等に対する理解の促進や、福祉活動に対する自主的な参加を |
| | | 促すため、住民及び関係機関・団体等との連携のもと、学校、 |
| | | 地域社会、職場等における福祉教育の推進を図ります。 |
| (2) 地域福祉推進体制の整備 | | |
| | ①社会福祉協議会活動 | ○行政の役割分担を明確にしつつ、行政と社会福祉協議会との |
| | | 連携を確立する中で財政面の自立を促し、社会福祉協議会が地 |
| | への支援強化 | 域福祉推進の中核として各種福祉事業を主体的に行えるよう |
| | | に積極的に支援します。 |
| | ②民生・児童委員活動の | ○民生・児童委員が各地域での福祉推進の中心として活動でき |
| | 大工 元重安兵旧第47 一 充実 | るよう、関係機関との連携のもとに、委員への様々な福祉情報 |
| | 兀夫 | の提供や研修活動の充実に努めます。 |
| | ③ボランティア活動の 支援・育成 | ○ボランティアセンター運営事業を今後も継続し、より強固に |
| | | ボランティア活動を推進することにより、「いつでも、どこて |
| | | も、だれでも」がボランティア活動に参加できる体制の整備に |
| | | 努め、地域における福祉のまちづくりを図ります。 |
| | ④生活関連分野との 連携 | ○生活課題の達成に向けて、保健、医療、福祉、教育、就労、 |
| | | 住宅、交通、環境、まちづくり等生活関連分野と連携し、サー |
| | | ビスの総合化の確立を図ります。 |

4 児童福祉

現況と課題

- ●平成 27 年 3 月に「石井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策の推進に 努めています。
- ●学童保育については、小学校全学年を対象と広がっており、学童保育クラブについても平成27年度から7カ所設置となり、放課後を児童が安全に安心して過ごせるように支援しています。
- ●核家族化の進行や生活様式の多様化、女性の社会進出、さらには、経済状況の悪化等、社会環境の変化や地域社会とのつながりの希薄化により、子育てをめぐる環境も大きく変化し、育児に対する不安や負担感が増大し、地域から孤立した子育て家庭が増えています。
- ●保育所の老朽化問題や子どもへの望ましい教育・支援のあり方を見据え、幼稚園と保育所が連携する施設や「認定こども園」等の整備について検討を進めています。
- ●ひとり親家庭にとって、就労と子育ての両立は困難なことも多く、抱えている問題もその多く が複雑に重なっており、子育てに要する経済的支援等、引き続き総合的な支援策を行っていく 必要があります。
- ●全国的に児童虐待の事例が増加している中、本町でも虐待事例は増加しており、虐待の予防や早期対応に取り組むため、子どもや保護者の相談体制を強化するとともに、地域や関係機関の連携強化が求められています。
- ●地域全体で子どもを見守り育てていく気運を醸成し、家庭・地域・関係機関の協力・連携に基づく様々な取り組みを展開していくことが必要です。

基本方針

- □「石井町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に関する総合的な取り組みや、 相談体制の充実等、安心して子どもを産み、健やかに育てられる支援の充実に努めます。
- □ひとり親家庭の自立支援等、それぞれの状況・ニーズに応じた「相談・情報提供の充実」、「就業支援」、「子育てをはじめとした生活面への支援」、「経済的支援」等の充実を図り、すべての子育て家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てられる環境づくりを目指します。

施策の概要

| (1 |)保育施設の整備 | ○子どもへの望ましい教育・支援のあり方を見据え、幼稚園と 保育所が連携する施設の整備を目指します。 | |
|----|------------------------------|--|--|
| (2 | (2)子育て支援の充実 | | |
| | ①保育内容の充実 | ○保育所では、保育指針において規定される保育内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めます。○保育所では、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。 | |
| | ②保育サービス等の 充実 | ○待機児童の解消のため保育所での受け入れ体制を充実、整備するとともに、低年齢児童の受け入れや、一時保育・病児病後児保育・延長保育の拡充、休日保育の検討等保育サービスの拡充に努めます。 | |
| | ③子育て支援サービス の充実 | ○学童保育や、一時保育、病児・病後児保育の実施のほか、地域子育て支援拠点事業による相談支援体制の確立等、石井町子ども・子育て支援事業計画に掲げる子育て支援サービスの充実に努めます。 | |
| | ④経済的支援 | ○子どもを安心して産み育てるためには、子育て家庭の経済的 負担の軽減を図ることが重要であることから、子育て応援祝 金、児童手当、子どもはぐぐみ医療費の助成、保育所保育料の 軽減等の経済的支援を行います。○これらの制度が十分活用されるように周知をしていきます。 | |
| (3 |)子育て環境の整備 | | |
| | ①地域での子育て支援 体制 | ○児童委員、主任児童委員等の活動の充実や、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携により、子育て支援体制を充実します。 ○子育てサークルの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域ぐるみで子育てを考え、サポートできるような取り組みを進めます。 | |
| | ②子育てと両立しやす い就労環境の整備促 進 | ○各種子育て支援サービスの充実と活用により、仕事と子育て を両立しやすい環境を整えるとともに、育児休業制度の活用を はじめとして、働き方の見直しや支援のあり方等、子育てと両 立しやすい就労環境の整備について、企業への意識啓発に努め ます。 | |

| (4)子どもの生活環境整備 | | |
|---------------|------------------------------|---|
| | ①健やかな成育環境 | ○子どもの頃から、福祉に関心を持ち、自らで考え、行動できる力を養い、思春期保健の充実、食育の推進を図ります。 ○すべての子どもの人格が尊重され、のびのびと成長できるような環境づくりと相談援助体制を確立するとともに、児童虐待防止ネットワークとの連携により、児童虐待の防止に努めます。 |
| | ②教育の充実 | ○子ども一人ひとりの個性を大切にし、自ら考え、行動する力を身に付けられるよう、きめ細かな教育の充実に努めます。 ○地域に開かれた保育所(園)・幼稚園・学校・家庭・地域が それぞれの役割を果たしながら、ともに子どもを健やかに育ん でいけるよう、連携・協力を図ります。 |
| | ③子育てと子どもに やさしい生活環境の 整備 | ○地域のあらゆる社会資源や人材を活用して、地域全体で子どもが健全に成長できる社会環境を整備するとともに、豊かな自然環境を活かしながら、道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによる住環境、生活環境の整備をさらに進め、子育てと子どもにとってやさしいまちづくり、安心して子どもを育て、また、育つことのできる安心で安全なまちづくりを進めます。 |
| (5 |)ひとり親家庭に対する。 | 支援 |
| | ①子どもが健やかに 育つ環境づくり | ○ひとり親家庭等に対する相談援助体制を充実し、保護者の精神的負担を軽減する等、子育て支援を充実します。 |
| | ②生活面への支援 | ○ひとり親家庭が就労による生活を目指せるよう、保育サービスの充実や生活支援に関する福祉サービスの充実等、ひとりで子育てを行うことの負担を軽減し、子育てと仕事等の両立ができるよう支援します。 |
| | ③就業支援 | ○ひとり親家庭の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉増進のため、必要に応じ、母子父子寡婦福祉資金制度等について周知します。 |
| | ④経済的支援 | ○児童扶養手当等の制度について周知を行い、制度の活用により、ひとり親家庭等の経済的安定を図り、自立を促進させます。 |

5 障がい者福祉

現況と課題

- ●障がい者を取り巻く制度は、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の範囲に難病等も加えられました。
- ●障がいの有無に関わらず、生き生きと暮らせるノーマライゼーション社会実現のために、障がいのある人が社会の一員として尊厳を持って生きていくことのできる取り組みが求められています。
- ●障がいのある人の就労に向けた支援体制の向上及び「障害者優先調達推進法」に基づいた方針 に沿って、障がい者就労施設等からの物品の調達の推進に取り組むことが求められています。
- ●石井町身体障害者連合会等との連携を図り、生きがいや趣味を通じた社会参加を促進していく ことが重要であり、また、移動支援等の充実による暮らしやすい環境づくりが求められます。
- ●人権や障がいについての啓発等を通じた心のバリアフリーの実現とともに、道路や公共施設等 のユニバーサルデザイン化を推進し、生活環境の整備を図っていく必要があります。
- ●「障害者差別解消法」の施行により、国、地方公共団体及び事業者に対し、障がいのある人に とって日常生活や社会生活における制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くための 合理的配慮が求められています。

基本方針

- □障がいのある人が地域でその人らしく自立した生活ができるように、相談支援体制や地域生活 支援に関するサービスを充実し、ニーズに合った適切なサービスの提供を進めます。
- □学校教育や社会教育の場において、障がい者に対する理解を深めるための啓発を行います。
- □地域に暮らす住民や当事者団体、ボランティア、NPO、民間企業等との連携・協力が必要不可欠であり、身近な地域とのネットワーク体制づくりを行っていきます。
- □地域との連携・協働のもと、救援体制づくりを進めるとともに、声かけや安否確認等の日常的 な見守り体制づくりに努めます。

施策の概要

| | ○どのような障がいを持っていても、健常者と同じように地域 | |
|--------------|---|--|
| | で生活するのがごく当たり前の権利であるという理念(ノーマ | |
| (1)啓発・広報 | ライゼーション)と、障がい者の行動や社会参加の障壁を取り | |
| | 除こうとする意識(バリアフリー)を広く住民に啓発・広報し | |
| | ます。 | |
| (2)保健・医療の充実 | | |
| | ○健康相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業と医療 | |
| ①障がいの早期発見 | 機関との連携を強化し、障がいをできるだけ早期に発見し、乳 | |
| | 幼児期に必要な指導訓練を行います。 | |
| | ○行政や事業所と医療機関との連携を強化し、障がい者に対し | |
| ②障がいの軽減等 | て適切な保健医療サービス、リハビリテーション等を充実させ | |
| | るとともに、障がい原因の疾病等の予防・治療についても、保 | |
| | 健・医療サービスの適切な提供に努めます。 | |
| (3)雇用・就労の促進 | | |
| | ○障がい者施策の基本理念であるノーマライゼーションの実 | |
| ①障がいのある人の | 現のためには、職業を通じた社会参加が基本であり、障がい者 | |
| 雇用機会の拡大 | がその適正と能力に応じて可能な限り雇用の場につくことが | |
| , | できるよう、各種助成・援護制度についての周知とその積極的 | |
| | な活用に努めます。 | |
| | ○公共職業安定所、福祉機関、障がい者団体及び教育機関との | |
| | 連携を密にし、情報を交換するとともに、公共職業安定所が実 | |
| ②障がいのある人の | 施する障がい者の特別相談、巡回職業相談等を活用して、就職 を希望する障がい者の就職の促進に努めます。 | |
| 職業的自立の促進 | ○「障害者優先調達法」に基づいた障がい者就労施設等からの | |
| | 物品等の調達方針に沿って障がい者就労施設等からの物品等 | |
| | の調達に取り組みます。 | |
| | ○社会的自立が困難な在宅の障がい者に対する就労促進の対 | |
| | 策として、障害福祉サービス(就労移行支援)を通じて、社会 | |
| ③就労の場の整備 | 性や就労への意欲を身に付けて、自立に向かう足がかりとなる | |
| | よう努めます。 | |
| (4)福祉サービスの充実 | | |
| | ○障がい者の自立生活の基盤となる障害年金等の公的年金制 | |
| | 度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周 | |
| ①化洋士採床型の大虫 | 知徹底に努めます。 | |
| ①生活支援体制の充実 | ○サービス利用者本位の考え方に立って、障がい者の多様なニ | |
| | ーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量・質の | |
| | 充実を図っていきます。 | |

| | ②在宅福祉サービスの 充実 | ○障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護や重度訪問介護等の支援を行い、重度の障がい者を含めた障がい者の居宅での生活支援のための訪問系サービスの充実に努めます。○利用者のニーズに対応した日中活動系サービス等の提供を図るため、事業所との連携に努め、サービスの充実を図ります。 |
|----|-------------------------|--|
| | ③相談体制の整備と 情報の収集 | ○障がい者やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たすことから、障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する一時的窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービス・コーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。 |
| | ④ボランティアの育成 | ○地域住民による様々なボランティア活動や、NPO、民間企業等による活動が、障がい者の自立を支えるための重要な役割を担っていることから、地域の福祉活動参加への支援をはじめ、ボランティアの育成を推進します。 |
| (5 |)生活環境の整備 | |
| | ①障がいのある人に やさしいまちづくり | ○誰もが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考え方のもと、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等に基づき、安全で快適に過ごせるような福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。 |
| | ②障がいのある人に配 慮した住宅の整備等 | ○高齢者福祉施策等と連携し、手すりの取り付けや段差の解消 等、居宅における改修への支援に努めます。 |
| | ③防災対策 | ○地域コミュニティの形成、災害時要援護者台帳の充実、民生・児童委員、自治会、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。 |
| | ④教育と育成 | ○児童一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学 (就園) 指導が行えるよう、保護者をはじめ、保健・医療・福 祉等の関係機関との連携の強化に努めます。 ○特別支援学校や小・中学校特別支援教育担当教員間との実践 的な交流や研究会を通じて、教師の専門性を高め、学習指導の 充実と向上を進めます。 |
| | ⑤スポーツ・レクリエー ション・文化活動 | ○自己の能力や地域の実態に即し、積極的に健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう気軽に参加ができる各種行事を開催し、生きがいのある生活を営むための生涯スポーツの導入を図ります。 ○文化の享受に終わらず、積極的に地域の文化活動に参加できる施策を講じます。 |

6 高齢者福祉・介護

現況と課題

- ●本町の高齢化率は 28.8% (平成 27 年 3 月 31 日現在) で、その割合が徐々に高まりつつあります。
- ●高齢者保健福祉事業等の推進を図るため、「石井町高齢者保健福祉計画・石井町介護保険事業 計画」を3年ごとに見直し、高齢者施策の推進や介護保険事業の適正な運営に努めています。
- ●高齢者が地域で生き生きとした生活を続けていくためには、介護予防の取り組みが重要となる ことから、介護予防に関する知識の普及に努めるとともに、高齢者の筋力向上等、介護予防活 動を支援していく必要があります。
- ●自治会、老人クラブ等の地域活動、ボランティア等の社会貢献活動への参画を促進するととも に、高齢者の知識や経験を活かすことのできる就業機会の確保や、生涯学習・スポーツ活動の 機会提供を図る等、社会参加を促進していく必要があります。
- ●高齢化や核家族化の進行とともに、何らかの介護を必要とする高齢者が増加しており、介護サービス需要は増加傾向にあります。
- ●介護が必要な高齢者が地域で安心して暮らせるように、医療・介護・地域の相互支援体制の整備等、介護システムの充実が求められています。
- ●高齢者の増加に伴い認知症となる人の増加も予想されることから、今後は地域における認知症 に対する理解の促進や、権利擁護に向けた取り組みも重要となります。

基本方針

- □高齢者が生涯を通じて安心して暮らし続けていくために、地域包括支援センターの機能強化や 関係機関・団体等と連携を図り、高齢者のセーフティーネットの強化を目指します。
- □支援が必要な高齢者が、必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報や相談を適切 に受けられる体制づくりに努めます。
- □心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。
- □高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進し、特に、認知症高齢者に対しては、地域 とともに見守れるしくみ・体制づくりに努めます。

| (1)安心して暮らせる体制づくり | | |
|------------------|--------------------|--|
| | ①見守りネットワーク の整備 | ○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、民生・児童委員や警察・消防等、地域との連携を円滑にし、安心・安全なネットワークを構築していきます。 |
| | ②福祉意識の啓発 | ○高齢者の人権を侵害するような行為や意識が発生することのないよう、人権思想の啓発・普及に努めます。 ○高齢者を含むすべての人の差別意識の解消を目指し、社会啓 発の機会を多く持つとともに、積極的な働きかけを行います。 |
| | ③学習機会の充実 | ○高齢者の価値観が多様化する中、新たな知識や技術を習得 し、生きがいや心の豊かさを充足していくために、学習機会の 充実を図ります。 |
| | ④社会参加・就労支援の 推進 | ○高齢者が地域と主体的に関わり、仲間づくりや健康づくり等の社会参加を通じた幅広いコミュニティ活動の活性化を図るとともに、様々なニーズに対応した生涯学習の推進、働く意欲を持つ高齢者の経験と能力を活かした就労の機会を確保するシルバー人材センター活動の充実等による雇用の場の確保等、高齢者の活躍の場を支援します。 |
| (2 |)介護予防・健康づくりの | の推進 |
| | ①介護予防の推進 | ○要支援・要介護状態に至る前段階から連続的で一貫性のある 介護予防事業を推進するとともに、特にニーズの高い認知症予 防等について、地域の力も利用した全町的な取り組みを図りま す。 ○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア・NPO・民 間企業・社会福祉法人・協同組合等の多様な事業主体と連携し、 生活支援サービスの充実を図ります。 |
| | ②健康づくりの推進 | ○高齢者自らが健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康教室や健康教育等を通じて、意識づくりや生活習慣予防を進めるとともに、若いうちからの生活習慣改善・健康づくり活動を推進します。 |
| (3 |)介護サービスの充実 | ○介護ニーズに的確に対応し、地域における安定的な生活を支援するため、介護人材の育成・確保に努めます。○一人ひとりに合ったサービスが選択できるよう、各種サービスに関する情報について、広報紙やホームページ・パンフレット等の発行をはじめ、地域包括支援センター及び町役場等を通じて情報提供に努めます。 |
| (4 |) 認知症高齢者に対する 支援 | ○認知症サポーター養成講座等について効果的な取り組みを図り、認知症についての正しい知識の普及に努めます。 ○認知症高齢者が尊厳を保ちながら安心して地域で暮らし、家族も安心して社会生活を営めるよう、かかりつけ医や関係医療機関等と連携することにより早期発見・早期対応が可能となる取り組みを推進します。 |

7 社会保障

現況と課題

- ●安心して暮らすための支えとして、社会保障の果たす役目は、ますます重要となっています。
- ●国民健康保険においても、安定して継続的な事業運営を維持していくためには、保険税収納率の維持による適正な財源の確保と、医療費適正化のさらなる推進により医療費増加の抑制を図ることが課題です。
- ●高齢化社会における医療費増加の抑制には、疾病に対する早期からの重症化予防が重要である ため、特定健診、特定保健指導を軸とした保健予防事業に力を入れる必要があります。
- ●年金制度の周知徹底を行い、加入促進を図ります。経済的な理由等で保険料の納付が困難な方に対しては、免除申請制度活用による将来の年金受給権確保の案内に努めます。

- □被保険者や受給者へ適正かつ効果的なサービスが提供できるように、各制度(国民健康保険・国民年金)のしくみや意義について住民理解を促進するとともに、財政基盤の健全化に努めます。
- □生活困窮者や低所得者への支援を行い、経済的・社会的に自立できるよう支援体制の充実を図っていきます。

| (1 |) 国民年金制度の 周知徹底 | ○広報等を通して、国民年金制度の周知徹底を図り、加入促進 を図ります。 |
|-----------|--------------------|--|
| (2)国民健康保険 | | |
| | ①保険制度の健全化 | ○口座振替の促進、徴収体制の充実により、分割納付や滞納整理に努め、納付率向上を図ります。 ○保険制度の徹底を図るため、保険証更新・収納時にパンフレット、リーフレットを配布するとともに、町広報紙等に掲載し周知徹底に努めます。 |
| | ②保健予防事業の充実 | ○特定健診及び特定保健指導について、未受診者への受診勧奨等を行い、受診率の向上を図ります。○健診及び保健指導の結果、疾病の早期発見と治療を行うことで重症化予防と症状の治癒、緩和につなげます。 |
| (3 |)低所得者の相談・指導 の充実 | ○低所得者の自立を助長するため、生活、就職、保健、療養等に関する相談・指導体制の充実を図ります。 ○民生委員の協力を得ながら、訪問相談・指導の充実、各種貸付金制度の有効活用を図ります。 |
| (4 |)低所得者の生活の安定 | |
| | ①法定援護の適切な 運用 | ○生活保護制度の適正な実施を図るため、民生委員及び関係機 関等との連携・協力体制の強化に努めながら実態の的確な把握 を行い、一人ひとりの所得状況に応じて医療費、教育費、税等、 各種負担の減免や援助等を行います。 |
| | ②自立更正への援助 | ○公共職業安定所等の協力による就労の斡旋等、経済的な自 立・自助を促進します。 |

第2章 人と地域を育てる教育・文化の充実

1 幼稚園教育

現況と課題

- ●子どもを取り巻く社会情勢の変化により、地域・家庭環境にも変化がみられます。このような 社会的環境の著しい変化を踏まえ、心豊かでたくましく生きる力を育み、次代を担う子どもの 健やかな成長を支えるための環境整備が緊急の課題です。
- ●子どもの育ちが変化してきており、食生活等基本的生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の希薄 化、運動能力の低下、コミュニケーション能力の不足、集団生活にうまく適応できない等の問 題が指摘されています。
- ●「石井町教育振興基本計画」を策定し、石井町、石井町教育行政、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域社会等が、それぞれの役割を果たしながら、ともに連携し、将来を担う子どもの育成に全力を注ぐことが必要です。
- ●地域の実情に応じた創意工夫ある幅広い保育・教育等の事業の展開や子育て支援事業等地域に おける少子化対策の一層の普及促進を図り、子どもの健全な教育環境を形成することが重要で す。
- ●子どもへの望ましい教育・支援のあり方を見据え、家庭や地域住民の要望や国の動向を踏まえるとともに、施設設備・環境整備の問題を考慮しながら、幼稚園と保育所の連携について積極的に検討していく必要があります。

基本方針

- □石井町教育の基本目標「ふるさとを愛し すこやかな心を持ち 元気で よく学ぶ 人間の育成」を就学前教育の基本に据え、新たな時代・社会に対応する教育を先取的に推進するとともに、計画的に環境整備・施設改善等を行いながら、将来を担う子どもの育成に努めます。
- □石井町、石井町教育行政、保育所、幼稚園、小・中学校、家庭、地域、関係機関、関係諸団体 等が連携し、一体となって教育環境・内容等の向上・充実に努めます。

| (1)教育環境の整備・充実 | ○良好な教育環境を整えるため、計画的な施設改善を行いま |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 教育環境の金属・九天 | す。 |
| | ○「教育基本法」、「幼稚園教育要領」等を基本に据え、地域や |
| | 幼児の実態を踏まえた教育課程の編成に努めます。 |
| (の) 数本部和の領土し | ○研修体制の整備を進めるとともに、園内研修、教育委員会主 |
| (2)教育課程の編成と | 導の研修、異校種間合同研修等の充実に努め、就学前教育を推 |
| 指導力の向上 | 進する教員の資質・能力の向上を図ります。 |
| | ○外国人英語指導員による就学前児童に対する英語指導を行 |
| | います。 |

| (3)幼稚園と家庭、地域等 の連携による教育の 推進 | ○基本的生活習慣の育成・食育・体力向上について、幼稚園と家庭、地域が強く連携し、一体となって教育を進めます。 ○「基本的生活習慣の育成」については、家庭との連携により、「早寝早起き朝ご飯」運動、「石井町の3つのしつけ」運動等を進めながら、就学前教育の重点目標に掲げ、定着を図ります。 ○「食育」については、各幼稚園において給食を実施し、給食時間において食育を進めるとともに、「食育年間計画」に基づいた一貫性・継続性のある食育指導を進めます。 ○「体力の向上」については、「食育」とともにその重要性についての啓発を進めるとともに、「石井町体育指導員制度」を活用する等、より効果的な体力向上支援を計画し、実践します。 |
|----------------------------------|---|
| (4)特別支援教育の推進 | ○幼稚園内に特別支援教育コーディネーターを中心とした組織をつくり、幼児一人ひとりに対応したきめ細かい支援を進めます。 ○専門機関との連携を強化し、より適切な支援策を計画し、実践します。 ○異校種間連携により、特別支援を要する幼児の支援を計画的・系統的・継続的に進めます。 ○特別支援教育のための補充教員の確保に努めます。 |
| (5)子育て支援事業の充実 | ○「預かり保育」については、幼稚園、家庭や地域の実情を踏まえ、ニーズに応じた預かり保育の充実に努めます。 ○「未就園児対応保育」については、子育て相談を充実するとともに、未就園児が幼稚園に円滑に就園できるよう、幼稚園児との交流機会の充実に努めます。 ○家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割が果たせるよう、子育て相談や情報の提供等子育て支援の充実に努めます。 ○その他、就学前教育振興のための事業については、社会情勢の変化や、幼稚園・家庭・地域等の要望に対応し、積極的に取り組むよう努めます。 |
| (6)幼稚園と保育所の連携 の検討 | ○保育サービスの充実の必要性や施設の老朽化により、幼稚園・保育所施設整備が急がれており、幼稚園と保育所の連携について積極的に検討していきます。 |

2 義務教育

現況と課題

- ●国は「第2期教育振興基本計画」において、今後の社会の方向性として「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を目指しています。本町においてもこれらの方向性を見据え、「第2期石井町教育振興基本計画」を策定します。
- ●社会の変化に主体的に対応できる知性と感性を備えた人材を育成するためには、児童・生徒一人ひとりに基礎・基本を身に付けさせるよう徹底を図り、思考力・判断力・表現力を育成するとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を行う必要があります。
- ●平成 26・27 年度の全国学力・学習状況調査の結果から小・中学校における学力は、知識理解・活用力ともに概ね全国平均並みとなっていますが、家庭学習や読書の時間が短く、就寝時間が遅い等の課題がありました。
- ●平成 20 年度から「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」が実施され、毎年本町の小・中学生の運動能力は多くの種目で全国平均以下の状態が続いています。原因として、「運動する子・しない子」の二極化、運動習慣が十分身に付いていないこと、望ましい生活習慣の形成が不十分なことがあげられます。

- □「教育基本法」の「生きる力」の理念のもと、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「確かな学力」 「豊かな人間性」「健やかな身体」の調和のとれた教育を推進します。
- □石井町教育の基本目標「ふるさとを愛し すこやかな心を持ち 元気で よく学ぶ 人間の育成」のもと、石井町を愛する心、命や人を大切にする心を持ち、健康を大切にし、意欲を持って学ぶ児童生徒の育成に努めます。
- □学校内組織の改善・充実に取り組むとともに、学校・家庭・地域等の連携を強化し、学校ぐる み地域ぐるみで特色ある学校教育を進めます。

| | ○学校・地域等の特色を活かした学校独自の教育のため |
|--------------------|---|
| ①組織で取り組む学校 | │ │織・運営体制づくりを進めるとともに、学校自己評価シス [、] |
| 教育の創造 | を積極的に活用し、組織的に学校教育を進めます。 |
| | ○あいさつ運動、地域の文化・芸能を活かす活動等を通じ |
| | 域に根ざした学校・拓かれた学校づくりを進めます。 |
| | ○学校と地域等が連携しながら、子どもの安全や健全育成 |
| | り組みます。さらに、継続性に配慮した教育課程の作成と |
| | により、幼稚園・小学校・中学校の系統性を図ります。 |
| | ○国の「早寝早起き朝ご飯」運動、「石井町の3つのしつけ |
| ②連携で取り組む学校 | 動を進めます。 |
| 教育の推進 | │ ○「放課後子ども教室推進事業」で学校と保護者・地域等 |
| | 連携を進める取り組みを実施します。 |
| | ○「オープンスクール」を町内すべての学校で実施し、学 |
| | 地域に公開する取り組みを推進します。 |
| | ○不登校・ひきこもり等への対応について、学校復帰の支持 |
| | ための地域ネットワークを整備します。 |
| | ○教育委員会主導による研修、各学校で行う研修等の見直 |
| | 進め、学校の課題や現代的課題に対応でき、実践的な資質 |
| | 力を持った教員、教育意欲や倫理観の高い教員の養成を図 |
| ③教職員の資質の向上 | す。 |
| と適正な人材配置 | 〇これからの教育を担う教員の資質向上のため、教職生活: |
| こ過止な人们配置 | を通じた職能成長を実現する環境づくりを推進します。 |
| | ○幼稚園、小・中学校に英語教育指導員、スポーツ指導員. |
| | 別支援教育指導員等の町独自の取り組みを行い、きめ細か |
| | 導の充実を図ります。 |
| | ○学校において、児童生徒の安全に努めるとともに、防災教 |
| | 安全教育を一層進めます。 |
| ④安全安心の学校の | ○保護者や「地域の子どもを守る会」等との連携により、 |
| 創造 | と保護者、地域が一体となって放課後や登下校時、帰宅後: |
| | 児童生徒の安全を確保します。 |
| | │○施設・設備の安全確保を徹底し、安全・安心の学校をつ |
| | ます。 |
| | ○教育環境や教育条件の向上を図るため耐震改修に合わせは |
| | 校舎の大規模改造工事を実施する等、施設の点検等を実施がら計画的な維持管理・改善に努めていきます。 |
| ⑤学びを支える 教育環境の創造 | がら計画的な維持管理・改善に努めていきます。 ○気象変化による猛暑への対応として、各幼稚園、小・中: |
| | ○ |
| | に至調を設備し、所でてりオーターリーハーの供給を続けま ○コンピュータ教育については学習内容や教育方法の変化 |
| | ○コンピューラ教育に ラジ・では子首的各く教育力伝の変化 |
| | ○児童・生徒数の減少によって生じる一時的余裕教室を有 |
| | ○元重・王佐薮の滅夕により(王しる 時間宗権教皇を有) に活用していきます。 |

| (2)生きる力を育む教育の | 2)生きる力を育む教育の実現 | |
|----------------|--------------------------------|--|
| | ○地域の文化・環境等を活かした学習や体験学習等、実践的な | |
| | 学習を一層進めるとともに、義務教育活動全体で豊かな人間性 | |
| | を育む教育を進めます。また、その中で「ふるさとを愛する心」 | |
| | の育成に努めます。 | |
| | ○「豊かな心」の育成のため、地域人材の発掘・活用を進める | |
| | とともに、「石井町の3つのしつけ」運動の推進等により、家庭・ | |
| ①豊かな心の育成 | 地域等との連携を一層強化します。 | |
| | ○いじめを起こさない児童生徒の育成を目指し、「石井町いじ | |
| | め・体罰等防止条例」を制定しており、各小・中学校において | |
| | もいじめの未然防止を図るために、規範意識を確立するととも | |
| | に、教育委員会内にスクールカウンセラーを設置する等、生命 | |
| | の尊さを理解し自分の命を大切にすることはもとより、他者の | |
| | 命も大切にする豊かな心の育成を図ります。 | |
| | ○一人ひとりに応じた授業、子どもの主体性を育む授業の展開 | |
| | を図るとともに、体験的学習等により応用力の育成に努めます。 | |
| | また、「全校一斉作文・書き取り」の実施を徹底し、思考力、表 | |
| | 現力等の育成を図ります。 | |
| ②確かな学力の育成 | ○全国学力・学習状況調査や県ステップアップテストの結果か | |
| | ら、各小・中学校における課題の把握や分析を進め、授業にお | |
| | いて指導方法の工夫・改善を図ります。 | |
| | ○石井町作成の「学習の仕方」により、家庭における学習習慣 | |
| | の定着を図ります。 | |
| | ○学校の重点目標に「健やかな体の育成」を掲げ、教育活動全 | |
| | 体を通じて体力向上策の展開を図ります。 | |
| | ○巡回体育指導員制度の一層の充実とともに、各小・中学校の | |
| | 体力の状況を分析し、児童生徒一人ひとりの「体力向上目標値」 | |
| ③健やかな体の育成 | を設定し、体力向上に努めます。 | |
| | ○子どもの「健康に食べる力」の強化、肥満、生活習慣病等の | |
| | 対策として、給食センターと学校、保護者が連携し、学校・家 | |
| | 庭での食育の普及に取り組みます。また、「早寝早起き朝ご飯」 | |
| | 運動を積極的に進めます。 | |
| | ○「命を大切にし、人を尊重する」ことを基本にして、人権問 | |
| | 題解決に主体的に取り組む意欲、態度、実践力のある子どもを | |
| | 育てます。 | |
| ④人権教育の充実 | ○教職員や関係者全員の人権意識を高める研修を強化するとと | |
| () (III () (1) | もに、一人ひとりの人権を尊重する教育の実践、全教育活動を | |
| | 通しての人権教育の推進を図ります。 | |
| | ○個別人権課題解決の学習を進めるとともに、同和問題解決の | |
| | 学習のより一層の推進を図ります。 | |

| | ⑤特別支援教育の充実 | ○学校教育全体で、一人ひとりに応じた教育を展開するとともに、特別支援を要する子どものための教育を強化します。 ○「特別支援教育校内委員会」の設置、活動の強化と校内支援体制の整備・充実を図ります。 ○各学校内だけでなく、石井町においても、全教職員を対象に、特別支援教育研修の実施・充実を図ります。 ○各学校内、教育委員会に、特別支援教育に関する相談窓口を設置し、特別支援を要する子どもの保護者を支援します。 ○特別支援教育に関する施設・設備等の改善・充実を図るとともに、特別支援教育のための指導員の派遣を一層進めます。 |
|-------------|------------|--|
| | ⑥キャリア教育の推進 | ○学校において、職場体験の実施等、体験を通しての職業観の育成を進めるほか、計画的・組織的・系統的なキャリア教育の展開を図ります。○石井町においては、職業体験の一つとして「石井町子ども議会」の一層の充実を図ります。 |
| | ⑦環境教育の推進 | ○環境教育に学校施設や校庭等を活用するほか、学校の環境等に応じた特色ある環境教育を推進します。○地域の清掃活動や自然体験活動に子どもたちが参加する等、学校と家庭、地域との連携による環境教育を進めます。○地域の文化や伝統を愛し、郷土を愛する心を育てる教育との関連を図る環境教育を推進します。 |
| | ⑧国際理解教育の推進 | ○小学校への外国語非常勤講師派遣を一層充実させ、子どもの英語力向上を図ります。 ○児童生徒の発達段階を踏まえ、全領域の中で、系統的・計画的・継続的に国際理解教育を推進します。 ○学校と「石井町国際交流協会」等の関係団体との連携を進め、工夫ある国際理解教育を推進します。 |
| | ⑨情報教育の推進 | ○全学校に情報機器の整備・充実、情報ネットワークの計画的整備を図るとともに、情報機器を学校教育に活用する教職員の能力の育成を進めます。○学校において、情報モラルの指導等「情報社会に参画する態度」の育成をはじめ、「情報活用能力」の育成に努めます。○「学校ホームページ」を充実させ、開かれた学校づくりを進めます。 |
| (3) 学校給食の充実 | | ○老朽化する学校給食センターについて、今後の給食のあり方も含め施設の更新について検討します。○子どもの「食育」を含め、地産地消による学校給食の提供に努めます。 |

3 社会教育・生涯学習

現況と課題

- ●すべての住民が豊かでゆとりのある人生を送るために、子どもから高齢者に至るまで様々な教育活動や社会体験活動、文化芸術活動を通して、生涯にわたって主体的に学び続けることができる支援体制の整備が必要です。
- ●ふるさと石井の自然や伝統文化に愛着がもてるよう、文化財や地域の歴史、自然環境等に親しめる機会を充実させていくことが必要です。
- ●高齢化に応じた健康で活力に満ちた生活を送るために、スポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくり、健康の保持増進、体力づくりの推進を図ることが必要です。

- □住民の自主的・自発的な学習を促進するため、「生涯学習振興計画」に基づき、生涯学習の機会提供や活動内容の充実等の支援体制の充実を図り、「生涯学習の町-石井町」の創造を目指します。
- □社会教育施設・設備の整備・充実を図りながら、積極的に社会教育を進めます。

| (1 |)生涯学習についての 啓発の推進 | ○石井町、教育委員会、公民館等の発信する広報によって生涯 学習についての啓発を図るほか、マスメディア、関係機関・団 体等と連携しながら、生涯学習についての理念や重要性等につ いて周知し、人々の意識の醸成を図ります。 |
|----------------------|-------------------------------|---|
| (2)生涯学習の機会・環境 の整備 | | ○学習機会や場の設定とそれに要する学習環境の整備・充実をはじめとして、生涯学習者が行う社会教育活動やボランティア活動等への支援、安全管理の確保、危機回避への手立ての習得等効果的な支援策を検討し、生涯学習環境の整備・充実を図ります。 |
| (3 |)社会教育施設の整備・ 充実 | ○中央公民館については、地域住民の学習意欲を増進するとと もに、より快適な学習機会の提供を行うため、計画的に各種設 備の更新等、利用者にやさしい改修を行います。 |
| (4 |)家庭教育の支援 | |
| | ①学習機会の提供と 父親の家庭教育参画 の促進 | ○男女共同参画社会の構築と父親の家庭教育参画の促進に関する町民の意識の醸成を図るとともに、学校や関係機関、団体等と連携し、家庭教育に父親が参画しやすくなるための方策を進めます。 |
| | ②相談窓口の開設と 学習情報の発信 | ○家庭教育に関して、誰でも、いつでも、気軽に相談できる相談窓口の開設を図ります。また、相談窓口の広報を行う機関を設置し、家庭教育に関する学習情報の収集・提供を積極的に進めます。 |
| | ③働く保護者等への 支援 | ○幼稚園の預かり保育の充実、学童保育、放課後子ども教室推 進事業を拡充し、働く保護者への支援を一層進めます。 |
| | ④ P T A や子育て支援 団体等への支援 | ○「家庭教育を町全体で支える」を基本目標として、家庭教育の重要性を認識しつつ、子ども、保護者、地域等の実態を踏まえ、将来を見据えながら子育て支援NPO等と連携し、計画的に家庭教育支援に取り組みます。 |
| (5 |)青少年教育の推進 | ○「青少年育成センター」を中心として学校・家庭・地域・各種関係機関等との連携を強め、地域ぐるみで青少年教育を進めます。 ○地域での見守り活動の充実や地域を越えた情報の共有等、地域ぐるみで実施する非行防止活動並びに青少年健全育成活動をさらに推進します。 |
| (6 |)地域リーダーの養成 | ○各種団体、学校、地域、社会福祉協議会、企業等と連携して、地域における自主的な活動に対して指導・助言できるリーダーの養成に努めます。 ○生涯学習指導者・ボランティアを育成し、積極的に活用していく体制づくりを推進します。 ○町内において様々な分野で活躍している人材や貴重な技術・経験を有する人材の発掘及び登録を推進していきます。 |

4 生涯スポーツ

現況と課題

- ●健康志向の高まりや生きがいを求める人々の増加等に伴い、多種多様なスポーツに取り組む人が増える一方、子どもにおいては、野外遊びの減少や体力の低下がみられます。
- ●健康づくり・体力づくり等に向け、よりスポーツに親しみ充実した時間が過ごせるよう、誰も が気軽に参加できる軽スポーツの普及、さらには住民のニーズに対応できるスポーツ施設の維 持管理等が求められています。
- ●各種スポーツ・レクリエーション団体及びボランティアの活発な活動を定着させていくために も、イベント等の開催を推進する必要があります。
- ●いしいスポーツクラブの登録者数は増加していますが、さらなるスポーツ・レクリエーション 活動の普及・定着を図るため、スポーツ団体の運営や指導活動を日常的に支える指導者やボラ ンティアの育成が重要となります。
- ●石井地域スポーツ振興事業では、各幼稚園・小学校からの評価集計において、生き生きと活動でき、楽しく学習できたとの評価があり、事業計画のとおり行うことができていますが、子どもの体力低下が課題となっており、授業内容にさらなる工夫や達成感・充実感を味わえるような指導を徹底し持続していく事により、体力向上につなげていく必要があります。
- ●いしいドーム運営事業では、管理運営について経費削減の努力が行われ、一定の成果が上がっています。民間会社のスポーツ施設運営に関する優れたノウハウを活かし、今後もいしいドームが住民の健康増進の拠点として、広く親しまれ愛される施設となるように、より一層の充実を図っていく必要があります。
- ●本町では、スポーツ少年団のリーダーが青少年教育やスポーツの振興等に大きく貢献しており、 今後も地域活動を指導できる地域リーダーの養成が必要です。

基本方針

□より多くの住民が各種スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や体力の 向上を目指すとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた連帯意識の高揚を図り、生き生 きとした生活ができる社会を目指します。

| (1)スポーツ・レクリエー ション施設の充実 | | ○スポーツ・レクリエーションに対する住民のニーズを把握し、前山公園をはじめ既設施設の充実、学校体育施設の活用を図ります。 ○広報活動を充実させ、利用を促進します。 ○用具・用品等の貸出業務についても合理化を図ります。 ○県下市町村との情報を共有し、既設運動施設利用状況等を把握し、密度の高い広報活動を実施し、利用の効率を進めます。 |
|---------------------------|---|---|
| (2 |)スポーツ・レクリエーシ | /ョン活動の活発化 |
| | ①スポーツ・レクリエー ション活動の促進 | ○幅広い世代の住民が参加でき、誰もが気軽に楽しむことができる新たなスポーツ・レクリエーション種目導入の検討を進め、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。 |
| | ②指導者育成の促進 | ○各種スポーツ指導者養成講座等を積極的に利用する等、優秀 なリーダー養成に努めます。 |
| | ③スポーツ・レクリエーション団体の育成・ 支援 | ○各年齢層が志向するスポーツ・レクリエーション団体の育成・支援に努めます。○スポーツ・レクリエーション団体を統括する町体育協会の組織の強化を図ります。 |
| | ④スポーツ・レクリエー ションイベントの開催 | ○誰もが楽しく参加できるイベント、健康・体力づくりイベント、各種スポーツ・レクリエーション団体活動の成果を発表するためのイベント等を、前山公園をはじめ町内の既存施設を利用して開催し、定着を図ります。 |
| | ⑤総合型地域スポーツ クラブの育成 | ○石井町における体育・スポーツの健全な普及及び発展を図り、 子どもから高齢者、障がいの有無等に関わらず、誰もが、いつ でも、いつまでも、個々の能力や欲求等に合わせてスポーツを 生涯楽しむことができるような環境づくりを目指します。 |
| | ⑥いしいドームの活用 推進 | ○快適に使用できるための施設維持に努めるとともに、体の健康づくり講座のさらなる充実等、健康増進の発信基地として町の内外にアピールしていきます。 ○平成22年4月1日から、指定管理者による管理運営を行っています。これにより、優れたノウハウを活かした利用者サービスの向上に加え、今後もいしいドームが住民の健康増進の拠点として、親しまれ愛される施設となるよう、より一層の充実を図っていきます。 ○今後とも、利用者が、安全に施設利用ができるよう、より細やかな施設管理に努め利用者へのサービス向上を図ります。 |

5 地域文化・交流

現況と課題

(地域文化)

- ●本町に残る「阿波国分尼寺跡」や「高川原勇獅子」といった史跡や伝統芸能等の地域文化は、郷土の豊かな自然の中で先人が大切に育んできたかけがえのない貴重な財産であり、こうした歴史や文化の保護・活用を進めることで継承・発展に寄与することは、地域への愛着を深め、豊かで潤いのあるまちづくりのために重要です。
- ●文化財の保護・継承に際しては行政が主導するのみならず、地域住民の主体的な協力が不可欠であり、町、住民、文化団体等との協働により、文化財保護活動への参画を促し、文化財は地域全体で保護・継承していくものであるという意識づくりを進める必要があります。

(交 流)

- ●近年は、交通の利便性向上も相まって、交流の範囲も町域の枠を越え広域化していますが、町域を越えたこうした地域間交流は、まちの活性化やまちの魅力を再発見する機会になることから、住民団体等の協力を得て、今後一層幅広く地域間交流を推進していくことが必要です。
- ●本町では、中央公民館を核とした各分館等での文化的社会教育活動を積極的にサポートし、人と人との交流の輪を広げる施策を講じています。
- ●石井町国際交流協会により、積極的な国際交流活動が展開されています。今後も国際交流活動 を継続発展させ、異文化交流を通じた国際感覚に優れた人づくり、まちづくりが必要となりま す。

- □歴史や風土の中で育まれ継承されてきた文化財の保護・活用に努めるとともに、地域の伝統文 化や文化財に対する住民意識の啓発を行い、特色ある地域文化の振興と創造を図ります。
- □住民・民間交流団体の自主性を尊重した地域住民主導の交流事業をサポートし、地域間・国際 交流の輪を広げることを推進し、お互いの知識を深め、理解し合い、それぞれの人間性を高め られる交流を目指します。

| (1 |)地域文化の振興 | | |
|----|------------|------------------------------|--|
| | ①文化財愛護思想の | ○文化財を活用した各種講座の開催等を通して、住民の文化財 | |
| | 普及と啓発 | への理解を深め、文化財愛護思想の普及と啓発に努めます。 | |
| | ②伝統芸能の継承 | ○「高川原勇獅子」をはじめ、各地域の伝統芸能を生涯学習と | |
| | | 連動させながら継承活動を促進し、後継者の育成を図りやすい | |
| | | 環境支援を行います。 | |
| | ③文化財の保護と活用 | ○文化財は限りのある貴重な財産であるとの認識に立ち、次世 | |
| | | 代への継承を図るため、遺跡・建造物等の整備や修理を推進し | |
| | | ます。 | |
| | | ○阿波国分尼寺跡の保存・活用については、史跡にふさわしい | |
| | | 整備を進めます。 | |
| (2 | (2)交流 | | |
| | | ○芸術・文化団体、NPO等とのネットワーク化を図り、相互 | |
| | ①多様な交流活動の | の情報交換を積極的に推進するとともに、世代間の交流の場づ | |
| | 展開 | くりに努め、お互いの理解を促進します。 | |
| | ②国際交流の推進 | ○語学や国際的な知識の習得のための教育の充実に努めます。 | |
| | | ○各種技能や農業技術等を通した国際交流の推進を図ります。 | |

6 青少年健全育成

現況と課題

- ●青少年期は、人格の基礎が形成される時期であり、人生全体のあり様を左右するほどに重要な期間であるとともに、年齢によって程度や内容は異なるものの、成長していく上で家族や社会の支援が欠かせない時期です。
- ●社会の変化は、ボランティア、国際貢献等に取り組む若者の増加といった、よい影響をもたらしている一方で、青少年の非行、不登校、いじめ、ひきこもり、虐待等、様々な問題を深刻化させ、新たに大きな問題として若者の社会的な自立の遅れを生じさせています。
- ●時代の変化の中で青少年に関わる問題もこのように大きく変わってきているため、今後は、青少年を取り巻く時代の変化を見据えながら、学校、家庭、地域、関係機関・団体等との連携をより一層強め、情報機器の活用能力と情報モラルを身に付けさせることを含め、青少年を取り巻く環境浄化の推進、青少年及び保護者の迷いや悩みに対応する相談活動等の充実を図っていく必要があります。
- ●青少年が主体となって行う諸活動を活発化させるために、青少年団体が活動しやすい環境の整備を検討していく必要があります。

基本方針

- □家庭、学校、地域社会をはじめ青少年育成センター、青少年健全育成町民会議、警察署等関係 機関との協力と連携を図りながら、青少年の健全育成、社会参加、非行防止に努めます。
- □青年の持つ特性を活かし、地域活動に積極的に参加することを通して青年団活動の活性化と強い連帯感、郷土愛を育み、住みよいまちづくりに貢献する青年への助言に努めます。

| (1 | (1) 社会的不適応への対策 | | |
|----|----------------|--|--|
| | | ○少年非行防止のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の 開催のほか、地域の人々と連携し、多様な活動の機会や場づく | |
| | ①少年非行対策の推進 | りのための施策を推進します。 | |
| | | ○相談機関において相談しやすい環境を整備し、問題行動を起 | |
| | | こした少年等の保護者や様々な悩みを持つ少年に対して適切 | |
| | | な助言・支援を行います。 | |
| | ②補導活動の充実 | ○家庭、学校、地域社会の協力を得つつ、関係機関が連携して | |
| | | 行う街頭補導をさらに強化していきます。 | |
| | | ○関係機関等が横断的・縦断的に少年等に関する情報を共有 | |
| | | し、連携して対応するしくみを構築します。 | |
| | ③関係者の連携した | ○個々の少年等の問題性に応じて関係機関等が支援のための | |
| | サポート体制の充実 | チーム (サポートチーム) を形成する取り組みの一層の推進や、 | |
| | | 「校外補導連絡協議会」、「青少年補導センター」、「青少年育成 | |
| | | センター」等の既存の組織の活性化を図っていきます。 | |

| | ④立ち直り支援の推進 | ○問題行動を起こした少年が地域社会で立ち直り、再び非行を 犯さないようにするため、多様な活動の機会や場所づくり等、 関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携しつつ多様 な立ち直りの支援を行う取り組みを推進していきます。 |
|----|------------------------------------|---|
| | ⑤いじめ・校内暴力対策 の充実 | ○学校において、「楽しい学校生活にするためのアンケート」 により、児童・生徒の学校生活における人間関係やいじめにつ ながる行為等を調査することにより、いじめはどんなことがあ ってもしてはならないという意識を育てていきます。 |
| | ⑥不登校・ひきこもり等 への対応の充実 | ○不登校・ひきこもり、摂食障がい、性の逸脱行為等の問題に対応するため、相談事業の充実を図ります。 ○専門機関との連携により問題の早期発見や個別のニーズへの適切な対応の充実を図ります。 ○不登校の早期対応と、ひきこもりがちな青少年やその家庭への支援等をはじめとする地域ぐるみの細かい対応を行うため、学校復帰の支援のための地域ネットワークの整備を推進します。 |
| (2 |)地域社会を支えるまちつ | づくり |
| | ①地域社会意識を育む 活動の推進 | ○青少年を含む地域の人々の相互間の関心、連帯感を育むため、住民の主体的な参加による、マスタープランの策定や小学校区ごとのまちづくり、住民の生涯学習をまちづくりに活かす活動等、地域社会意識を育むような活動を推進していきます。 ○それらの活動に大人とともに青少年も参加する機会づくりに努めます。 |
| | ②犯罪等の被害に遭い にくいまちづくりの 推進 | ○通学路やその周辺の民家、商店等の協力による青少年の緊急 避難場所の確保等、地域住民が主体となって行う地域安全活動 をさらに充実させていきます。 |
| (3 |)社会環境の変化への対応 | <u> </u> |
| | ①情報教育の推進 | ○学校において、コンピュータ等の活用方法をはじめとして、情報活用能力の育成を進めるとともに、情報モラルを身に付けるための情報教育を進めます。 ○警察等の関係機関とも連携しながら、フィルタリングサービスの普及促進を図るとともに、「出会い系サイト」や「自殺」、「差別」等に関連したサイトにも監視の目を向け、青少年が被害者・加害者にならないための活動を進めます。 |
| | ②消費者教育の推進 | ○青少年が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、青少年には消費者教育教材、悪徳商法を紹介したビデオ、パンフレット等により、また、学校へは情報提供を行い、青少年に対する消費者教育の充実を図ります。 |
| | ③未成年者に対する 酒類・たばこ販売等の 防止活動の推進 | ○未成年者が酒類やたばこを容易に入手できるような環境をなくすために働きかけを強化していきます。 |

7 人権

現況と課題

- ●すべての人の人権が尊重され擁護される社会を築くため、「石井町人権教育・啓発推進計画」 に基づき、様々な人権問題の分野で、差別や偏見の解消と普遍的な人権尊重意識の高揚を図る 取り組みを推進しています。
- ●社会状況の変化に伴い新たな人権問題が生じており、それぞれの問題解決に向けて継続的な取り組みが必要となっています。
- ●人権教育・啓発の推進においては、石井町、教育委員会、学校、関係機関・団体、地域等がより一層連携し、同和問題をはじめあらゆる差別の解消を目指し、すべての住民が一体となって 差別のないまちづくりを進めていくことが重要です。
- ●「石井町男女共同参画社会推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、人権教育・ 啓発を推進しています。
- ●個人の生き方や価値観の多様化等、男女を取り巻く環境が変化する中、性別を問わず個性や能力を発揮し、ともに支え合う男女共同参画社会形成のための環境づくりが求められています。

- □すべての人の人権が尊重され、人権が侵害されず保障される社会の実現に向けて、学校教育や 社会教育における人権教育・啓発活動とともに、差別や偏見のない地域社会の確立に向けた取 り組みを推進します。
- □男女共同参画社会に対する理解と実践が図られるよう、意識啓発等をより一層推進していきます。

| (1 | (1)あらゆる差別のないまちづくりの推進 | | |
|----|--------------------------------|---|--|
| | ①石井町における人権 教育・啓発推進体制の 確立 | ○「石井町人権施策推進審議会」の活動の一層の活性化を図り、「石井町人権教育啓発センター」の整備・充実を図るとともに、「石井町人権教育・啓発推進計画(「石井町教育振興基本計画」)」、「石井町男女共同参画社会推進計画」に基づき、人権教育・啓発を一層進めます。 | |
| | ②指導者の養成 | ○行政職員、教員、地域、職場、民間団体のリーダーや人権担 当者等を対象にした研修を進め、地域やそれぞれの場における 人権教育・啓発指導者の養成を図ります。 | |
| | ③人権教育・啓発の推進 | ○学校・地域の実態を踏まえつつ、あらゆる機会と場を通じて、 人権に関する学習を展開し、人権教育・啓発を推進します。 ○石井町、教育委員会、「石井町人権教育啓発センター」、石井町中央公民館及び各分館等において、人権啓発を図るための情報提供等、広報活動を進めます。 ○「石井町総ぐるみ人権啓発研修大会」の充実を図るほか、そこで人権作文・標語・絵画等の顕彰を行う等、町行事を活用して人権教育・啓発を推進します。 | |
| (2 |)相談体制の整備・充実 | ○石井町では人権擁護委員と連携して、「石井町人権教育啓発 センター」、「石井町中央公民館」で人権相談を実施しています。 この人権相談の一層の充実を図ります。 | |
| (3 |) 個別人権課題解決 に向けての取り組み 推進 | ○「石井町男女共同参画社会推進計画」を進め、男女共同参画 社会の実現を目指します。 ○個別人権課題解決に向けての取り組みをより一層進めます。 | |

基本目標 2

環境を考え暮らしを快適にするまちづくり

第3章 美しい自然環境と安全な都市基盤の整備

| 1 | 土地利用 | 52 |
|-----|-----------------|----------------|
| 2 | 水利用 | 54 |
| 3 | 道路・交通体系 | 55 |
| 4 | 交通安全 | 57 |
| 5 | 防災・防犯 | 58 |
| 第4: | | |
| 1 | 住宅 | 60 |
| 2 | | |
| | 上水道 | 62 |
| | 上水道 下水道・汚水処理 | 62 |
| | | 62 64 |
| 3 | 下水道・汚水処理 | 62 64 65 |

第3章 美しい自然環境と安全な都市基盤の整備

1 土地利用

現況と課題

- ●全町域が徳島東部都市計画区域に属しています。
- ●市街化区域においては、徳島市近郊のベッドタウンとして増加の途にあった住宅建設及び他用途の利用が停滞気味となっています。
- ●市街化調整区域では立地条件を活かした農業、近郊農業に即応した高度・効率的な土地利用が 必要となっています。
- ●市街地は、JR石井駅付近、国道 192 号線沿いに集中しており、住宅もJR石井駅を中心に集中していますが、都市計画道路石井駅山路線も完了し、今後は駅前の活性化の推進が求められています。
- ●商業地は、駅前を中心とした集積から主要地方道徳島鴨島線沿いの郊外へ移行しており、今後は、地域の活性化にも資するよう、「石井町都市計画マスタープラン」等に基づいた適切な土地利用への誘導や魅力ある中心市街地の整備を図る必要があります。
- ●工業地域には 29ha が指定されており、この内の約 10ha においては既に企業の立地・操業がな されています。
- ●区域区分の設定から一定の時間が経過しており、当時なかった主要地方道徳島鴨島線の開通等 により、石井町の町並みが変わってきています。

基本方針

□町土は住民のための限られた資源であり、生活及び生産活動の共通の基盤であるため、美しい 自然環境と田園風景を活かした都市基盤の整備にあたり、調和のとれた住みよい豊かなまちづ くりを進めるとともに、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、町の均衡ある発展を図ります。

| (1) 秩序ある土地利用の 推進 | ○「石井町都市計画マスタープラン」等に則した適正な土地利 用への誘導を行います。 |
|---------------------|--|
| (2)市街地の整備 | ○JR石井駅周辺の市街化区域を「市街地ゾーン」として位置付け徳島東部地域の中に拠点の形成を図るため、都市機能の集積を進め、密集市街地や道路体系の再編整備、身近な公園等の環境整備を促進します。 |
| (3)農用地の確保 | ○農用地区域の設定等、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度を適正に運用して、計画的な農業上の土地利用を推進するとともに、農地法に基づく農地の転用許可制度を適正に運用することによって、優良農地を確保・保全し無秩序な非農業的土地利用による開発を防止していきます。○地域の実情・自然環境への影響に配慮した上で、農業生産基盤の整備、耕作放棄地の発生の抑制、現在耕作放棄地の解消に取り組みます。 ○限られた資源である農地を有効に利用していくため地域の実情・自然環境への影響を配慮した上で認定農業者等の担い手や農業生産法人への農地利用受託等を推進します。 ○平成21年12月15日農地法の改正とそれに伴う「農業経営基盤強化促進法(改正基盤法)」の施行により農地利用集積円滑化事業に取り組みます。 ○農地中間管理事業により、農用地の利用効率化等を促進し、農業の生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。 |
| (4)工業用地の確保 | ○「企業立地法」による立地しやすい条件整備の検討を行い、 地元雇用の場の創生に努めます。また、工業地域の適性配置に ついて調査し、有効的整備について検討します。 ○市街化調整区域については、農地の保全を優先しつつ、「都 市計画法」の開発行為規定に適合する技術先端型業種の工場や 試験研究施設の誘致等、関係機関と綿密な調整のもと、現行制 度の中で可能な範囲において積極的に検討していきます。 |
| (5)自然環境の保全と活用 | ○治山事業については砂防、急傾斜地対策、治水事業については吉野川、飯尾川、渡内川等の堤防保全、河川改修等を国・県に要望します。 ○不法投棄を防ぎ、環境意識の高揚に努めます。 |
| (6)区域区分の見直し | ○区域区分設定時から長期間を経ており、土地利用に変化が生じている箇所があるため、根本的な見直しの検討が必要です。 そこで、石井町の活性化に向けてあらゆる方向性からまちづくりを検討します。 |

2 水利用

現況と課題

- ●本町には自己水源がなく、徳島市水道事業の第十浄水場より浄水を受水しています。
- ●麻名用水路等が排水施設として使用されているため、家庭の生活排水が流され水質が低下する とともに、河川へも悪影響を及ぼしています。
- ●老朽化が進んでいる排水路整備の重点的実施や、合併処理浄化槽への転換等を推進してきましたが、整備率はまだ低いため、今後も引き続き整備する必要があります。
- ●各用途別に引き続き用水の確保に努めるとともに、水資源は限りあるものととらえ、生活雑排水等の水質汚染対策の推進、環境保全に対する意識啓発の呼びかけを行う必要があります。
- ●良好な生活環境を形成していくためには、周囲の自然環境にも配慮していく必要があり、特に 都市空間における水辺や緑は潤いのあるまちづくりには欠かすことができません。
- ●河川整備の際には、河川敷の有効利用とともに自然環境への配慮を県等に要望し、住民が河川 との共生を意識できることが大切です。

基本方針

- □水源の確保と水の有効利用を図ります。
- □河川等の浄化を図るとともに、親水性のある憩いの場としての水辺環境、水辺空間を創造します。

| (1) 水质の珠児 | | ○徳島市との協調体制による分水量の維持と配水池の貯水量 | |
|-----------|------------------|-------------------------------|--|
| (1 |)水源の確保 | の確保に努めます。 | |
| (2 | (2)用水の確保と水質保全 | | |
| | 04.75 H 4. 074/H | ○水の安定供給と水道水の水質保全・安全性に努めつつ、上水 | |
| | ①生活用水の確保 | 道の促進と普及率の維持・向上に努めます。 | |
| | ②農業用水の水質保全 | ○農業用水路整備により、用水の汚染を防止するとともに、生 | |
| | | 活排水対策を推進します。 | |
| | | ○地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源(農地、 | |
| | | 水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。 | |
| (3 | (3) 水辺環境の保全 | | |
| | ①潤いある水辺環境の | ○河川改修の際には、自然環境に配慮した改修を県等に要望し | |
| | 整備 | ます。 | |
| | ②河川美化運動の推進 | ○河川美化思想の普及に努め不法投棄を防止し、各種団体と連 | |
| | | 携を図り、河川一斉清掃等、美しい河川環境の実現に努めます。 | |

3 道路・交通体系

現況と課題

(道路整備)

- ●本町には基幹道路である国道 192 号、主要地方道徳島鴨島線を主軸に地方道 4 線、一般県道 6 線が整備されています。
- ●鉄道や河川による道路分断等の現状に対処した南北間での連絡性、あるいは地区計画(高川原西地区)を考慮した道路整備を継続して進めていく必要があります。
- ●都市計画道路の早期完成と主要道路・街路等とのアクセスを向上させる生活道路網の整備に努め、利便性の高い安全な道路・交通体系づくりが必要です。
- ●生活に密着した道路について、歩行者等の安全面に重点をおいた道路の整備拡充、歩道の整備、 道路の緑化等の推進、さらには障がい者の社会参加の促進や高齢社会への対応のため、すべて の人々が安全で快適に生活できる人にやさしい道づくりが求められています。
- ●石井南島線の歩道設置の促進を今後も継続するため、国・県へ早期全線完成を要望していきます。

(交通機関の整備)

- ●鉄道はJR徳島線が走り、町内には石井駅と下浦駅の2駅を擁していますが、両駅においてそれぞれ駐輪場の新設及び拡幅整備が行われる等、駅利用者への利便性が向上しています。
- J R 四国に対して、運行本数の増加や利用しやすいダイヤ編成等、鉄道利用者の利便性向上に向けた要望活動を継続的に行っていく必要があります。
- ●平成 21 年 11 月に運行開始した東京方面行き高速バス路線に加え、平成 22 年 7 月より新しく 大阪行き高速バス路線が運行され、生活環境等の広域化への対応が図られています。
- ●バス交通は、7系統の路線バスが町内の主要幹線道路を走っていますが、経営が厳しいため、 国、県、関係市町村からの補助金等により、施設整備が図られています。
- ●行政、住民、民間企業等が一体となり、環境負荷の少ない各公共交通機関の利用促進に努めて いく必要があります。

- □住民が安心して安全に通行できる生活道路の整備を推進するとともに、既存道路施設の安全確保のための効率的な維持管理に努めます。
- □石井町が管理する橋長2m以上の橋梁について定期的に点検を実施します。
- □住民の通勤・通学手段として大きな役割を担っている鉄道・バスについて、関係機関等との連絡協調体制を推進し、乗り継ぎの円滑化や運行体制の拡充等を要請するとともに、駅周辺の空間等の環境向上を進めます。

| (1) 広域幹線道路の整備 | | |
|---------------|-----------------------|-------------------------------|
| | ① 国 诺 . | ○国道 192 号の渋滞解消に向けた整備を国に要望します。 |
| | ①国道・県道の整備 | ○県道については、改修箇所の整備を県に要望していきます。 |
| | ②地域幹線道路の整備 | ○地域交通の円滑化、防災性の向上、歩行空間の確保等を図る |
| | | ため、年次計画に基づいて、町道の新設や拡幅等を行うととも |
| | | に、歩道未設置部分の解消、部分的拡幅、隅切り等の改良、整 |
| | ②地域幹MX担后 V) 定加 | 備を行います。 |
| | | ○社会資本整備総合交付金事業に指定された道路の早期完成 |
| | | に努めます。 |
| | | ○地域内交通や消防活動の円滑化を図るため、年次計画に基づ |
| | | いて、地域一般道路の計画的な拡幅等の改良、整備を行うとと |
| | | もに、4m未満の狭隘な道路については、地権者の協力を得な |
| | ③地域一般道路の整備 | がら4m以上の拡幅、整備に努めます。 |
| | O'LL AN ANNELL A ENIT | ○既存道路施設の安全確保のため効率的な維持管理に努めま |
| | | す。 |
| | | ○橋長2m以上の橋梁について、定期的な点検を実施し、長寿 |
| | | 命化に努めます。 |
| | ④都市計画道路の整備 | ○円滑な通行と安全を確保するため都市計画道路の整備を促 |
| | | 進します。 |
| | | ○都市計画道路石井南島線については、歩行者及び自転車の安 |
| | | 全確保のため、引き続き国、県に早期全線改良を要望します。 |
| (2 |)快適な道路環境の整備 | |
| | ①道路緑化の推進 | ○居住環境と調和のとれた道路交通環境の形成を目指し、道路 |
| | | の緑化を推進します。 |
| | ②歩行者・自転車空間の | ○歩行者、自転車が安全・快適に通行できる空間を提供するた |
| | 整備 | め、自転車・歩行者道の整備を促進していきます。 |
| | | ○JR徳島線の通勤・通学時の運行本数及び車両数の増加、並 |
| (3 |)鉄道輸送の充実 | びに、利用しやすいダイヤ編成及び車両の改善等、利便性の向 |
| | | 上について関係機関に継続的に要請します。 |
| | | ○住民の身近な移動交通手段であるバスについて、利用者のニ |
| (4 |)バス輸送の充実 | ーズに合わせた運行時刻の見直しや停留所の追加・整備等、利 |
| | | 便性向上に向けた対策を関係機関に要請します。 |
| (5 |)関連施設の整備 | ○下浦駅へのアクセス道路の改良整備について継続して検討 |
| , J | | します。 |

4 交通安全

現況と課題

- ●高齢化が進む中で、高齢者の交通事故に占める割合も増加していることから、高齢の歩行者・ 電動車いす利用者・自転車利用者に対する交通安全指導、70歳以上の自動車運転者の高齢運転 者標識(高齢マーク)の使用促進など、交通安全教育を実施していく必要があります。
- ●交通事故頻発地点における事故防止のため道路改良・歩道の確保等、交通環境の整備を図ると ともに、道路の計画段階から交通安全面に配慮することが重要です。
- ●全国的に自転車事故が問題となっていることから、自転車利用者の交通安全意識の高揚が課題です。
- ●警察・学校・地域等関係機関や団体と連携しながら、総合的な交通安全対策を推進していくと ともに、各種団体の育成強化が必要です。
- ●事故防止及び交通安全を図るため、安全な交通環境を確保するとともに、住民のルールやマナー向上等の交通安全意識のさらなる高揚を図る必要があります。

基本方針

- □交通安全施設の整備を進めるほか、交通安全意識の普及、徹底を図ります。
- □交通規制の的確な実施、交通危険箇所の把握・点検強化を進める等、安全性の追求を図ります。

| (1 | (1)交通安全意識の高揚 | | |
|-----|------------------------|--|--|
| | ①交通安全教育の徹底 | ○交通安全意識の普及を図るため、関係機関と連携して、保育 所、幼稚園、小中学校、老人クラブ、地域、職場等を対象とし た交通安全教育や運転者講習会等を実施するとともに、交通安 全指導者・交通安全団体の育成に努めます。 | |
| | ②交通安全広報の充実 | ○広報紙、CATV等の日常的広報を通じて、交通安全の正しい知識の普及に努めます。 ○自転車の安全利用の推進、高齢者保護、飲酒・暴走運転の追放、チャイルドシート・シートベルトの着用推進等、交通マナーの向上を図るため各関係団体と協力してキャンペーンを実施します。 | |
| (2 |)道路環境の整備推進 | | |
| | ①交通安全施設の整備 | ○交通量の増大に対応して、必要性の高い箇所から歩道、信号機、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に行います。 | |
| | ②交通規制と危険箇所 点検の実施・強化 | ○交通事情に則した体系的な交通規制について、関係機関と連携のもと一層の充実を図ります。○交通の安全性を一層高めるため、危険箇所の把握・点検に努めます。 | |

5 防災・防犯

現況と課題

(消防)

- ●常備消防について、消防車両の耐用年数等を考慮しながら更新・整備を進め、災害対応能力を 維持・向上する必要があります。
- ●非常備消防については、平成25年12月に「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行、また消防団の装備の基準が改正されており、消防団員の定数確保を継続するとともに、消防施設の整備と、団員の安全確保のための装備充実を進める必要があります。

(防災)

- ●南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後30年以内で70%程度となっており、ハード、ソフト 両面の防災対策が必要です。
- ●大規模災害への対応には、「自助」「共助」と行政による「公助」との連携・協調による防災対策が重要であるため、町民の防災意識の高揚と自主防災組織の未組織地域解消が課題です。
- ●地震対策として、住宅・建築物の耐震化の推進が必要です。
- ●同報系防災行政無線が未整備であるため、災害時の情報伝達手段の構築として、その整備が必要です。
- ●水害対策として、町内の県管理の河川は改修が進んではいるものの、台風時には氾濫がおこるため、防災上の要請とともにさらなる河川改修が急務となっています。

(防犯)

●近年の犯罪は全国的に凶悪化・組織化の傾向にあると言われています。町民を犯罪被害から守るためには、警察や関係機関との連携のもとに、防犯体制をより強化することが重要です。

- □常備消防における消防車両の更新等の整備を進めるとともに、消防団員の確保と安全対策を推進します。
- □地域防災計画に基づき、全町的な防災体制を強化します。
- □地域防災交流センターを拠点に、自主防災組織の育成や交流を行うとともに、町民の防災意識 の高揚を図ります。
- □災害時の迅速な情報伝達手段を構築するため、同報系防災行政無線を整備します。
- □台風時の河川氾濫防止のため、さらなる河川改修の推進を国・県等関係機関へ要望していきます。
- □防犯に係る広報活動の充実に努めるとともに、警察や名西地区防犯連合会、関係機関と連携し、 犯罪が起こらない環境整備の推進に努めます。

第4章 快適で暮らしやすい生活環境の整備

1 住宅

現況と課題

- ●徳島市に隣接したベッドタウンとして都市化が進展してきた本町において、住宅需要は減少しつつあるものの、郊外部を中心に商業施設等の立地等多目的な土地利用需要は依然として高く、住宅都市としての新たな局面を迎えつつあります。
- ●市街化調整区域におけるスプロール化の防止や、今後のまちづくりの観点からも、適正な開発 誘導に努めることが必要です。
- ●町営住宅については現在 19 団地 270 戸が整備されていますが、「石井町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の統廃合・耐震化(長寿命化)及び建替等の整備をする必要があります。
- ●石井町公営住宅等長寿命化計画に基づき耐震化対象住宅は、耐震診断実施後に長寿命化型の修繕・整備、統廃合対象住宅は、適宜除却(用途廃止)し建替等の住宅環境整備の準備をしていく必要があります。
- ●若い世代の定住性を高めるため、住宅の確保に対する支援を充実していく必要があります。
- ●地域住民の理解・協力を得ながら、道路清掃、各家庭でのエコ活動推進等、環境都市にふさわしい住み慣れた地域に安心して住み続けられる住宅・住環境づくりが大切です。
- ●ライフスタイルや居住形態の変化などの要因から空き家が増加し社会問題となる中、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町村の役割として、空き家等対策の体制整備・空き家等対策計画の作成、必要な措置の実施等が求められています。

- □老朽化した町営住宅の耐震診断及び長寿命化型の修繕・整備及び統廃合(建替等)に向けた除却(用途廃止)を推進します。
- □高齢者や障がいのある人が安心して暮らすことができる、人にやさしい町営住宅の提供に努めます。
- □地域住民の協力のもと、快適な居住環境整備を推進するとともに、住宅ストックの有効利用を 推進します。
- □空き家等の実態調査を行い、空き家対策について調査検討を行います。

| (1) 既存町営住宅の再整備 | | | |
|----------------|-----------------------|--|--|
| | ①町営住宅の計画的 整備 | ○老朽化した町営住宅について、統廃合(建替等)に向けた除 却(用途廃止等)を適宜行います。 | |
| | ②町営住宅の質的向上 | ○老朽化した町営住宅について、耐震診断及び長寿命化型改修 工事等の整備の準備をします。 | |
| | ③ニーズに基づく町営 住宅整備 | ○社会情勢の変化や福祉の向上等を踏まえつつ、高齢者、障が い者に配慮した住宅の整備・拡充を図ります。 | |
| (2 | (2)居住環境の整備と住宅ストックの利活用 | | |
| | ①居住環境の整備 | ○生活道路の拡張整備を進めるとともに、地域住民の理解・協力のもと、道路清掃、各家庭でのエコ活動の推進等、住みよい居住環境の整備を進めます。 | |
| | ②住宅ストックの有効 利用 | ○既存住宅及び空き家のリフォーム等工事に対する助成等により、住宅ストックの有効利用を推進することで、より安心して暮らせるまちを目指します。○石井町内の民間賃貸住宅で新生活をスタートさせる新婚世帯に対し家賃補助等を行い、若い世代の住宅の確保を促します。 | |
| (3 |)良好な民間住宅建設の 誘導 | ○国等の住宅・宅地制度の動向を踏まえつつ、住宅都市として の良好な環境形成を促進するため、適正な規制・誘導に努めま す。 | |
| (4 |)空き家対策の調査・ 検討 | ○空き家等の実態把握を行い、地域の防災、衛生上などの視点も含めた空き家対策について調査検討を行います。○住民生活の安心と安全を確保するため、空き家の適正管理を推進し、管理不全な状態にある空き家の是正を図ります。 | |

2 上水道

現況と課題

- ●本町の水道は昭和 44 年に全町を給水対象とする「上水道創設基本計画」を策定し、自己水源を持たず本町内にある徳島市水道事業の第十浄水場より浄水を購入する方式で、昭和 48 年より町内へ給水を開始しています。
- ●安全な水に対するニーズが高まっている一方で、給水人口の減少や節水設備の普及並びに節水 意識の向上、平成 26 年4月からの消費税の増税等により、水需要及び給水収益は伸び悩んで います。
- ●水道施設については、石井配水池の利用により、一部施設が故障しても 24 時間程度の給水が可能であるとともに、石井配水池に緊急遮断弁を設置したことにより、大地震等の大規模災害時において配水管が破損した場合でも、配水池の水の流出を防ぎ、配水池の水道水を住民に提供することが可能であり、また非常用飲料水袋の常備等、災害対策、渇水対策を推進しています。
- ●全町内の給配水管の漏水調査等を行う等して、有収率の向上に努めています。
- ●送配水施設の整備拡充に伴う企業債償還のため、今後もより一層事業の効率的運営に努めることはもとより、安全で良質な水道水を安定的に供給するためには、老朽化する配水管等の耐震化を考慮した長寿延命化を図り、維持補修及び布設替えを計画的に管理・経営できるよう検討する必要があります。

- □質の高い安心・安全な水の安定供給に努めるとともに、経営の安定化を図ります。
- □老朽化した上水道施設の修繕や取り替えを計画的に進め、水質の適正な監視・送配水施設の維持管理体制の構築を推進します。

| (1)節水意識の啓発 | | ○広報やキャンペーンを通じて節水意識の啓発に努めます。 |
|----------------------|---------------------|---|
| (2)送配水施設の整備 | | |
| | ①配水管等の整備・更新 | ○老朽管の更新をはじめ、住民の水需要に対応した配水管の新 設、改良、修繕等を計画的に推進します。 |
| | ②その他応急給水施設 の整備充実 | ○配水管の整備・維持管理を図るとともに、非常用飲料水袋を 常備し、配水管破損に伴う短時間の断水区域における応急給水 体制の整備を図ります。 |
| (3 |)水質管理体制の確立 | ○常に安定した良質の水を確保していくため、水質管理の徹底 を図るとともに、生活雑排水等については合併処理浄化槽の整 備を促進します。 |
| (4 |)水道経営の健全化 | |
| | ①経費の節減、合理化 | ○定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図ります。 ○効率的な施設整備と経費の節減、組織体制の効率化・合理化 を図り水道経営の健全化に努めます。 |
| | ②水道事業の健全運営 | ○企業債償還等、長期的視野の財政運営のもと、改定後の水道 料金で維持できるよう、今後もさらなる経営の効率化や経費の 削減等、一層の経営努力に努めます。 |
| (5)使用者サービスの向上 と充実 | | ○使用者からのニーズに応じて迅速かつ的確な対応を図るため、従事する職員等への研修の実施、電算機器並びに周辺機器の整備を図るとともに、より充実したサービスの向上に努めます。 |

3 下水道・汚水処理

現況と課題

- ●合併処理浄化槽については、設置の推進を行っており、平成 26 年度末時点で補助金利用で累計 1,825 基、全体で 2,505 基となっています。
- ●河川等の水質汚濁の原因として、一般家庭から排出される生活排水が注目されており、公共下水道による生活排水処理施設の整備が望まれますが、当面の対策としては、し尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の設置を推進していく必要があります。
- ●水質汚濁の防止のため、合併処理浄化槽の機能を正常に維持し、放流水の適正な水質を確保する必要があります。
- ●公共下水道設置については依然、多くの課題が残っていますが、住民の理解を得て、長期的な 観点から継続して検討する必要があります。

基本方針

□安全で快適な生活環境や居住環境の向上、生活に潤いをもたらす河川の水質保全のために、長期的な観点から公共下水道事業の着手について検討していくとともに、合併処理浄化槽の設置の促進に努め、排水の適正処理を図ります。

| (1)公共下水道の整備検討 | ○石井町公共下水道基本計画の見直しを含め、長期的な視点に 基づき、住民の協力と理解を求めながら、公共下水道事業の整 備について検討します。 |
|------------------------|---|
| (2)合併処理浄化槽整備の 推進 | ○個人が整備する合併処理浄化槽の設置を促進します。 |
| (3) 竜王団地地下下水道の 長寿命化 | ○徳島市と協力し、老朽化した下水処理施設の長寿命化を図り ます。 |

4 環境衛生

現況と課題

- ●生活様式の変化等により、家庭や事業所から排出されるごみの量は増加し、質的にも多種多様 化しており、その適正な処理は緊急かつ重要な課題となっています。
- ●ごみ焼却施設は老朽化が進んでおり、町、住民、事業者が一体となったごみの資源化、減量化に取り組み、施設の延命化及び経費削減に努める必要があります。
- ●し尿処理施設は、し尿以外の混入物と浄化槽普及による浄化槽汚泥混入率の増加による処理能力の低下という問題があること等を踏まえ、適切な対処・維持管理に努め、水質汚濁の防止を図っていく必要があります。
- ●環境に対する住民の意識啓発を絶えず行うことにより、美しい都市環境の形成を促進していく 必要があります。
- ●環境への負荷が少ない快適な生活環境づくりと、ごみ減量化とを併せた資源ごみの分別収集を 徹底し、ごみのリサイクル化の促進を図り、資源循環型地域社会の構築を目指す必要がありま す。
- ●街路灯や防犯灯を消費電力の少ないLED照明に変更する等、環境に配慮した取り組みを進めています。
- ●一般廃棄物最終処分場は平成22年度から埋立を休止していますが、平成28年度から再開する 予定です。但し、埋立量が容量の6割程度に達しているため、将来を見据え、効果的かつ効率 的な処理を行う必要があります。

- 口住民・事業者・行政の連携と協働のもとに、4R (リフューズ、リデュース、リコース、リサイクル)を推進し、ごみの発生抑制に取り組みます。
- □自然環境への負荷が少ない低炭素社会を実現するため、省エネルギー設備の積極的導入を図る 等、環境負荷改善に向けた住民意識の高揚を図ります。

| (1 |) 環境衛生に関する意識 啓発 | ○住民・事業者に対し、ごみの排出抑制や分別収集への意識の 向上を図るため、ホームページ等を活用した、広報・啓発活動 を推進します。 |
|--------------|--------------------|---|
| (2 |)ごみ処理の適正化 | |
| | ①収集体制の充実 | ○ごみの減量化・再資源化に向け、分別の徹底を図るとともに、 今後の資源ごみ分類の品目増に対応できる体制づくりの強化 と、リサイクルを促進します。 |
| | ②ごみ処理施設の管理 の徹底 | ○ごみ処理施設の適正な管理に努めるとともに、処理施設の老 朽化対策として、維持補修を継続します。 |
| | ③ごみ処理広域化の 検討 | ○長期的処理体制の検討、広域的視点に立った行政運営、周辺 市町村との機能分担と連携を検討します。 |
| (3) し尿処理の適正化 | | ○クリーンセンターをより長く使用できるよう、日頃の整備点 検に努め、し尿の搬出元である住民のモラルの向上と収集許可 業者の指導を徹底し、収集体制の整備を図ります。 |
| (4)環境美化の推進 | | ○環境美化運動により住民参加による一斉清掃を実施し、住民 意識の向上に努めます。 |

5 墓地・火葬場

現況と課題

- ●墓地は町有共葬墓地が 10 墓地 15 区域あり、平成 13 年度に原田共葬墓地 (169 区画) を造成し、24 区画の余裕があります (平成 27 年 3 月現在)。
- ●墓地の維持管理については各墓地組合等に委ねており、また、墓地内の水道施設等の付帯施設等については、申し出に応じて整備しています。
- ●火葬場は、平成8年に火災により焼失したため、現在は徳島市内の火葬業者に業務委託しており、早期に広域的対応を含めた整備を検討する必要があります。

基本方針

- □管理組合と協力しながら、墓地の美化を推進します。
- □火葬場建設については、今後の火葬需要に対し、安定した対応ができるよう、早期に広域的対応を含めた施設整備を図ります。

| (1)墓地の整備 | ○住民の協力のもと、墓地周辺の環境の整備、管理徹底に努め ます。 |
|-----------|-------------------------------------|
| (2)火葬場の整備 | ○広域的対応を含め、施設整備の検討を行います。 |

6 公園緑地

現況と課題

- ●公園緑地は、住民生活に身近な交流の場や憩いの場としてだけではなく、環境保全や景観形成、 さらには災害時の避難場所としての防災機能等、その役割は非常に重要となっています。
- ●本町には都市公園 5 カ所、農村公園 9 カ所、その他子どもの遊び場公園等がありますが、老朽 化が進んでいる公園もあり、今後は適切な管理を通じて、公園に設置された遊具等の安全性向 上を含め、これらの利用価値を高めていく必要があります。特に、利用者が多い前山公園、飯 尾川公園を中心に整備の充実を検討する必要があります。
- ●緑化推進や快適な環境づくりに向け、公園整備やその維持管理においても、住民と連携した事業を展開していく必要があります。
- ●住民が安らぎや潤いを感じられるよう、花や緑等憩いの空間の整備充実が必要です。

基本方針

□公園や緑地の整備と維持管理に努め、安らぎと潤いにあふれたまちづくりを進めます。

| (1 | (1)公園の整備 | | |
|-----|---------------------|---|--|
| | ①身近な公園・憩いの場 の整備 | ○住民の日常的な憩いの場・オープンスペースとして、近隣公園、ポケットパーク等の身近な憩いの場の整備を図ります。 | |
| | ②前山公園及び飯尾川 公園の活用 | ○利用者のニーズに応じた、さらに快適で安心して利用できる 憩いの空間として機能の充実を図ります。 | |
| (2 | (2)緑化の推進 | | |
| | ①道路周辺の緑化 | ○緑地帯、植栽、街路樹事業等を通じて、道路の緑化を推進し ます。 | |
| | ②花いっぱい運動の 推進 | ○地域で進める住民主体の緑化活動や花いっぱい運動等を支援するとともに、一層の活動の広がりに期待し、緑化に関する住民意識の啓発に努めます。 | |
| (3 |)自然緑地の保全・活用 | ○山林保護のため、地域住民に緑化思想を広く呼びかけます。 | |

基本目標 3

住民が主役の活力あふれるまちづくり

第5章 暮らしを支える産業の振興

| 1 | 農業 | 70 |
|----|----------------------|----|
| 2 | 工業 | 72 |
| 3 | 商業・観光 | 73 |
| | | |
| 第6 | 章 まちづくりを支える効率的な行財政運営 | |
| | | |
| 1 | 住民参加 | 75 |
| 2 | コミュニティ・ボランティア | 77 |
| 3 | 情報通信 | 79 |
| 4 | 行政運営 | 80 |
| 5 | 財政運営 | 82 |
| 6 | 広域行政 | 84 |

第5章 暮らしを支える産業の振興

1 農業

現況と課題

- ●本町は、面積の約5割を農耕地が占め、京阪神地域等に対する生鮮野菜供給地として重要な役割を担っています。
- ●都市化による農地の減少、耕作放棄面積の拡大、農業の兼業化、就業者の高齢化、後継者不足等を背景に、農業粗生産額は減少傾向にあります。
- ●農地の特質を活かすことを基本に技術改良、新技術の導入・整備による優良品種の確保等生産 技術の向上及び経営改善等を図り、野菜農家と畜産農家を合理的に組み合わせた生産性の高い 農業に誘導する必要があります。
- ●農業の生産性を維持・向上させていくためには、その担い手を確保することが重要であり、認 定農業者や農業生産法人等の育成・確保を図っていく必要があります。
- ●食の安全性・食料自給率の低下により、農業への関心が高まっており、農業環境の保全と整備に努めていくとともに、農薬使用の抑制や化学肥料のみに頼らない、環境にやさしい農産物の生産に取り組み、付加価値を持った商品への転換を推進する必要があります。
- ●生産・流通・販売の一貫した体制づくりや農産物ブランドを確立し、高品質で安心・安全な市場供給を行うことを基本とした農業生産・販売体制を確立していく必要があります。
- ●家畜伝染病発生時には、関係団体等が連携をとり、迅速かつ的確な防疫措置がとれる体制の確立が重要です。
- ●都市化に伴い家畜排泄物等の有効利用と環境問題の解決が大きな課題となっています。

基本方針

- □農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の支援対策や遊休農地解消対策、環境保全型 農業等を推進します。
- □農業体験による都市住民との交流を図ることで農業の活性化を推進していきます。
- □ 畜産業においては、効率的で生産性の高い畜産経営を行うための知識や技術の普及を図り、環境保全確立のため、家畜排泄物の適正な処理と有効利用を推進します。

| (1 | (1)農業生産基盤の整備 | |
|----|--------------|------------------------------|
| | | ○将来にわたって優良な農地を保全していくため、市街化の拡 |
| | | 大動向を予測しつつ、農業に係わる土地利用についての総合的 |
| | ①農業的土地利用 | な検討を進めます。 |
| | ゾーンの再検討 | ○都市計画の見直しや、全町的な土地利用計画の策定等と連携 |
| | | を図りながら、「農業振興地域整備計画」に基づき、将来を見 |
| | | 通した農業的土地利用ゾーンの確定を図ります。 |

| | ②優良農地の整備・確保 | ○農業経営におけるコストの低減と省力化、農地の高度利用促進のため、「農業経営基盤強化促進法(改正基盤法)」及び徳島県農地中間管理機構を活用して優良農地の集積・農地流動化の推進を行い優良農地の整備・確保を図ります。 |
|----|-------------------|--|
| | ③農地の有効利用 | ○水稲及び夏作物と秋冬作物とを合理的に組み合わせた作付体系の確立を図ります。○荒廃している耕作放棄地や不作付地の解消を目指します。 |
| (2 |)地域性を活かした農業の | D確立 |
| | ①流通体系の確立 | ○近年、急速に発展する広域的な交通体系を活かした、本町独 自の流通体系の確立を図ります。 |
| | ②特産品の開発・振興 | ○徳島大学生物資源産業学部(石井農場)、徳島県立農林水産総合技術センターや農業関連団体等との連携を図り、地域特産品を活かしたブランド化及び地産地消の推進をして、特産づくりの研究をします。 ○農業に関連の深い「官」、「学」の拠点が立地する本町の特性を活かした、「農」に関する産業の集積の推進を検討します。 |
| | ③農産品直販体制の 拡充 | ○行政、農業者、地元商業者等の連携により、産地直送市等の 直販体制の拡充を図ります。 |
| | ④有機農業の促進 | ○耕種農家と畜産農家等、関係機関と徳島農業支援センターが 共同で鶏糞等未利用資源を化学肥料の代替資材としての取り 組み検討をして、耕畜連携を強化し、有機農法の研究・支援に 努めます。 |
| (3 |)生産主体の確立 | |
| | ①担い手・認定農業者の 育成 | ○農地の流動化により経営耕地の集約化を図り、担い手の農業力を高めます。 ○認定農業者の拡充・支援に努めます。 |
| | ②農業金融制度の活用 促進 | ○農業経営基盤強化資金の活用等、認定農業者の規模拡大の支援を図ります。 |
| | ③農業従事者の育成 | ○高齢化が進む中で、農業振興策を確立させる手段として、農業従事者の育成を図ります。 ○農業協同組合・県農業支援センターの営農指導や農業大学校、農業研究機関等との連携により、後継者の発掘、育成、帰農者や帰子女の農業経営への積極的参加を促します。 ○農業後継者クラブによる小学生を対象とした農業体験事業等により、後継者の発掘・育成を推進します。 |
| (4 |)農業の高度化 | ○農業協同組合やその他の農業団体による農機具の共同利用 やオペレーターの養成を図り、共同集団化を促進するととも に、作業受委託事業等による地域生産体制の確立、企業農業経 営の展開促進に努めます。 |
| (5 |)交流型農業の検討 | ○産地直送市や収穫体験等、農業を通じた地域内外の交流の場づくりを支援します。○徳島東部地域定住自立圏域内の関係団体及び農業者が連携して、農産物のPRや販売促進につなげるよう支援します。 |

2 工業

現況と課題

- ●先行きが不透明な経済状況や経済のグローバル化、消費者の価値観の多様化等により、地方の工業は依然として厳しい状況にあります。
- ●本町には食品工場、精密機械工場等が誘致されており、大手企業、中堅企業もあるものの、全体的には零細企業の割合が高く、青壮年者の就業場所は十分ではありません。
- ●今後は、商工会等管区関係組織・団体との連携はもとより、産学官等の連携を強化して一体的な支援に努め、地場産業の高度化や新産業の開発、起業化を促進していくとともに、積極的な誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進していくことが必要です。
- ●工業用地については、高川原地区の約 29ha が都市計画の工業地域に指定されていますが、市 街化区域内にあるため地価が高く、企業誘致が難しい状況にあります。
- ●地場産業の育成、高度技術を要する産業の育成・支援を図るため、事業者等との関係を一層密にする連携構造の構築が必要です。

基本方針

- □地域活力の向上と雇用の場の確保を見据え、関係機関との連携を密にし、既存企業の活性化や 新産業の開発を促進していくとともに、優良企業の誘致に努めます。
- □創業・起業支援の充実に努めます。

| (1 |)地場産業への支援 | |
|-----|------------|-------------------------------|
| | ① 地 担 | ○地域の雇用確保、活性化の観点から地場産業の育成・支援に |
| | ①地場産業の育成 | 努めます。 |
| | | ○商工会等関係機関・団体との連携のもと、既存企業の経営革 |
| | ②地場産業の活性化 | 新や後継者の育成、技術の向上、製品の高付加価値化を支援し、 |
| | | 活性化を促進します。 |
| | | ○商工会等関係機関・団体との連携のもと、産・学・官及び産 |
| | ③創業・起業を含めた | 業間連携の促進やセミナー・研修会の開催、アドバイザーの派 |
| | | 遣、「ワンストップ相談窓口」の設置をはじめ、産業開発や起 |
| | 新たな産業の開発 | 業を支援する施策を積極的に推進し、豊富な地域資源を活かし |
| | | た新たな産業の開発や創業・起業化を促進するとともに、商店 |
| | | 街におけるコミュニティビジネスの育成に努めます。 |
| | ④販路拡大への | ○商工会と連携し、町内企業の市場調査や新規需要の開拓を支 |
| | 取り組み | 援するとともに、ITの活用やイベントの開催による販路拡大 |
| | 以り組み | を図ります。 |
| | | ○企業の投資意欲を喚起し誘致促進を図るため、地方拠点化税 |
| (2 |)企業誘致の推進 | 制や町独自の優遇制度の活用、徳島県の優遇制度を活用できる |
| | | よう関係機関と連携し、積極的な支援対策を検討します。 |

3 商業・観光

現況と課題

(商業)

- ●本町の商業は、古くから石井駅を中心とした集積がみられましたが、その多くが小規模事業者であり、買い回り品等は町内の大型店や町外へ流出する傾向にあるため、小規模事業者対策が求められています。
- ●歩いていくことができる商店街等は、高齢化が進む地域社会にとって重要な存在ですが、大型 店舗の影響を受け、集客力の低下等既存商店街を取り巻く環境は厳しく、大型店と既存商店街 のそれぞれの特性を活かしながら商業の振興を図っていく必要があります。
- ●既存商業地においては、大型店との共存共栄を図るため、商店間の連携による商店街景観整備、イベントの開催等、個性豊かで利便性の高い商店街を形成することが必要です。
- ●消費者ニーズの変化に伴う販売形態の多様化に対応できるよう、商業者の経営力の強化を促進 していく必要があります。

(観光)

- ●本町の観光資源としては、地福寺のふじ、農大の桜、野鳥の森、椿園、吉野川第十堰、弘法大師ゆかりの童学寺、藍屋敷の田中家住宅、石碑で名高い桜間の池跡等がありますが、いずれも立寄型の観光となっており、今後は農業・加工等の体験プログラムを加えた体験型観光の振興を検討する必要があります。
- ●観光振興のため、周辺市町村と連携した観光ネットワークを整備し、広域観光ルートを形成する必要があります。
- ●新たな農産物等の特産品の開発、販売促進等による官民一体となった観光戦略を展開する必要 があります。
- ●阿波国分尼寺跡等の史跡や文化財等の管理体制の充実を図り、観光資源としての活用を検討する必要があります。

基本方針

- □魅力あふれる商業の育成を目指して、商店街や大型店等、それぞれの特性を活かした商業の振興を図ります。
- □徳島県及び石井町商工会との連携により、経営者意識の高揚と経営活性化の支援を強化し、個性豊かで利便性の高い商店地の形成に努めます。
- □既存観光資源、歴史・文化施設を最大限に活用できる施策を充実するともに、新たな観光の創出に努めます。
- □本町の立地特性と既存のスポーツ関連施設を活用し、県内におけるスポーツ交流の拠点の一つとなるよう、各種イベントやプログラムの開発に努めます。

| (1 |)商業の振興 | |
|-----|---|--|
| | ①魅力ある商業環境の 形成 | ○商業地の総合的な活力向上を目指し、商店間の連携による商店街景観の整備に努め、商業機能だけではない人々を引き付ける空間の形成を図ります。 |
| | ②経営指導の充実 | ○専門家による経営診断等、商工会における、経営の近代化、 経営能力の向上、経営体質の改善のための指導の強化を促しま す。 |
| | ③後継者の育成 | ○商業後継者組織の活動、イベント開催等の支援に努め、商業振興によるまちづくりを推進します。○商工会と連携し、商業後継者に対する研修の充実、他市町村商業者との交流機会の確保に努めます。 |
| (2 | 急し観光の振興 | |
| | ①文化財、史跡の保全 | ○童学寺、桜間の池跡石碑、阿波国分尼寺跡をはじめ文化財、 史跡の維持・管理に努めます。 |
| | ②観光資源の活用 | ○地福寺のふじ、飯尾川公園の藤棚、野鳥の森、農大の桜、椿園、童学寺、前山公園と前山山麓一帯の遊歩道等、観光資源としてその活用に努めます。 ○「桜まつり」、「ふじっこちゃん夏まつり」、「冬のイルミネーション」等の季節ごとのイベントや、地域文化を活用した文化財展の開催により、交流人口の拡大を図ります。 |
| | ③スポーツを通じた交流人口の拡大 | ○誰もが楽しく参加できるウォーキング大会やスポーツ教室 等のイベント、各種スポーツ・レクリエーション団体の活動の 成果発表等を目的とした大会の開催等、スポーツを通じた交流 人口の拡大を推進します。 |
| | ④観光案内の充実 | ○観光パンフレットの作成、ホームページへの掲載等により P R活動を行うとともに、観光案内板の設置により訪問者の利便 性を高めます。 |
| | ⑤産業間の連携による 観光振興 | ○既存商店街、新興商業地、新鮮でみずみずしい野菜の直売所 等の連携により、地域産業が一体となった観光振興を推進しま す。 |
| | ⑦広域連携による 取り組みの推進 | ○県外や県内親子向け観光モニターツアー等の広域的な観光 開発を徳島東部地域定住自立圏の構成市町村と共同で推進す るとともに、観光情報誌の発行等を行い、圏域全体の観光振興 を図ります。 |

第6章 まちづくりを支える効率的な行財政運営

1 住民参加

現況と課題

- ●まちづくりへの住民参加の促進や住民の目線での行政運営を行うためには、積極的に行政情報を提供し、町政の透明性を高める等の取り組みを通じて、住民との情報共有を図る必要があります。
- ●情報化の進展は、住民生活に多くの利便性をもたらしたものの、一方で、本人の知らないところで個人情報が悪用され個人の権利・利益が侵害される深刻な事件が発生しており、町の保有する個人情報がみだりに公開されることのないよう、徹底した配慮が必要です。
- ●町政に対する住民の声を広く聴き町政に反映させる公聴機能充実への取り組みが重要です。

基本方針

□住民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進していくため、地域協働に関する推進体制 の確立、さらには、多様な広報広聴活動の展開や情報公開制度、意見公募制度の充実を図ると ともに、個人情報の保護を徹底します。

施策の概要

○広報活動等を通じて、地域協働についての住民への啓発に努 (1)住民のまちづくり活動 めるとともに、町職員が住民と行政を結ぶパイプ役となるよう 積極的に地域社会に入り、住民と対話し、地域活動に参画する への参加促進 よう促していきます。 (2) 広報・広聴活動の充実 ○町ホームページ、ケーブルテレビ等を利用して、住民生活に 関わる様々な情報をはじめ、町の施策や予算、決算に関する財 ①町政情報の提供 務情報等大切な情報を、住民に分かりやすく理解しやすい形で 積極的に情報発信を行います。 ○住民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、窓口相 談、住民意識調査、タウンミーティング等の充実を図り、住民 の意見等が町政運営に反映されるよう努めます。 ②広聴活動の推進 ○町ホームページを活用して住民との情報の共有化を図り相 談機能の充実に努めます。 ○パブリックコメントの実施等、できるだけ多くの住民が意見 を出すことができるしくみ・機会づくりに取り組みます。 ○住民参加による行政運営と開かれた町政発展のため、様々な 行政情報を住民に分かりやすい形で公開するとともに、プライ ③情報公開制度の充実 バシーの保護に留意しながら、住民が必要な情報を簡単に取得 できるようなしくみづくりに取り組む等、情報公開制度の充実 を図ります。 ○公正で民主的な町政発展のため、町の保有する個人情報がみ ④個人情報保護制度の だりに公開されることのないよう、職員の個人情報保護に対す る意識向上のための研修に取り組む等、個人情報保護制度の充 充実 実を図ります。

2 コミュニティ・ボランティア

現況と課題

- ●自主防災体制の構築やごみ問題に対する自治会等の取り組みを含め、コミュニティ活動は住民を取り巻く様々な地域の問題を見つめ直し、自発性を持って問題を解決していく上で重要な役割を担っています。
- ●近年は行政だけでは対応しきれない課題が増加していることから、福祉分野やイベントへのボランティア活動にとどまらず、防災・防犯や環境、生涯学習等の多様な分野で、ボランティア・NPO活動が重要視されています。
- ●人口減少や都市化の進展、自治会未加入世帯の増加等により、地域のつながりが希薄化し、地域が本来持っている相互扶助の機能が低下してきている現状を踏まえ、地域コミュニティの構築のための支援や、新たなコミュニティ創出のための移住・定住の促進が必要です。
- ●コミュニティ活動やボランティア・NPO活動は、住民全体のまちづくりの基盤であり、推進 体制の再構築や活動拠点の充実等により、こうした活動の活性化が必要です。
- ●住民主導のコミュニティ活動を円滑に促進していくためにも、コミュニティに対する意識啓発を充実させていくとともに、リーダーの育成や各種団体の活動の育成・支援を行う必要があります。

基本方針

- □新たな時代の住民自治に基づく個性豊かで自立した地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化に向けた環境整備を進めます。
- □様々な分野におけるボランティアに対する住民の意識高揚を図り、住民が主役となるまちづく りを推進します。
- □人口減少抑制と新たなコミュニティ創出のため、移住・定住の促進を図ります。

| (1)コミュニティ活動の促進 | | |
|----------------|---------------------------------|--|
| | ①コミュニティ意識の 高揚 | ○コミュニティに関する交流会・研修会等の開催や広報紙等に よる広報活動を充実させることにより、コミュニティに対する 意識の高揚を図ります。 |
| | ②コミュニティ施設の 整備・充実 | ○活動拠点となる集会所等の整備及び改修を支援するととも に、これらの施設をはじめ、身近な公園、広場等の地域住民に よる自主管理・運営を促進します。 |
| | ③コミュニティ団体等 | ○広報・啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、住民のコミュニティ意識の高揚や自治会への加入促進、リーダーとなる人材の育成を図ります。 ○地域性を活かした特色あるコミュニティ活動に対する支援 |
| | の育成・支援 | を引き続き行うほか、新たなコミュニティ単位の設定・育成や 地域住民自らの手による地域計画づくりへの支援等、新時代の コミュニティの形成をサポートする施策について検討・推進し ます。 |
| (2 |)移住・定住促進による 新たなコミュニティ の創出 | ○移住に関する相談窓口の設置や、移住・定住に関する情報発信を行うことにより、新たな人の流れの創出を図ります。 ○既存住宅及び空き家のリフォーム等工事費の補助により移住・定住希望者の住まいの確保を図ります。 ○石井町内の民間賃貸住宅で新生活をスタートさせる新婚世帯に対し家賃補助等を行うことで、結婚の希望を叶え、若い世代の移住・定住につなげます。 |
| (3 |) ボランティア活動の活情 | 生化 |
| | ①ボランティアセンタ ーの充実 | ○ボランティアセンターを活動の拠点として、ボランティア活動にきめ細かな情報の提供を行う等、地域住民の「参加と連携」に基づいた自主的な活動の育成・支援を図るとともに、各種分野におけるボランティア活動に「いつでも、どこでも、だれでも」が参加できる地域風土の醸成を目指します。 |
| | ②アドプトプログラム 等の支援 | ○アドプト・ボランティア活動を通じて、「自分たちの町は自分たちできれいにする」という社会奉仕の精神が、住民全体に広まり、着実に根付いていくよう、国、県、町が連携して協力・支援していきます。 |

3 情報通信

現況と課題

- ●本町で行ってきた電子自治体化の推進や庁舎内ネットワーク環境の整備、さらには、学校教育 や生涯教育を通じた情報教育の推進に引き続き努めます。
- ●サイバー攻撃の被害の深刻化及び広域化の懸念に対し、今後は、外部に公開している環境への 対策だけでなく、安全な領域とされていたイントラネット環境についても、対策が必要になり ます。
- ●心理的な隙や行動のミスにつけ込む攻撃手法もとられるため、ユーザー教育や訓練により各自のセキュリティ意識を高め、有事の際に報告できる体制づくり等、人・組織で守るための管理対策も整備する必要があります。
- ●引き続き安心・安全な情報通信ネットワークの確保に向け、ICT技術を活用できる職員の能力開発や人材登用を図ることが課題となります。
- ●マイナンバー制度の導入に対し、行政事務の効率化へ寄与するため既存システムの改修及び中間サーバー、情報提供ネットワークシステムと連携するための整備を行う必要があります。

基本方針

- □高度化・多様化する住民ニーズに対応する、より質の高い行政情報及びサービスの提供を目指 します。
- □個人情報保護のための情報セキュリティ対策を推進します。

| (1 | (1)情報化時代に対応した体制の構築 | |
|----|--------------------|-------------------------------|
| | | ○国のネットワークである霞ヶ関WANや地方公共団体を結 |
| | ①総合行政情報システ | ぶ総合行政ネットワーク(LGWAN)の確立に向け、庁内イ |
| | ムの構築・充実 | ントラネットの活用により、ネットワーク社会に対応した総合 |
| | | 行政情報システムの構築・維持に努めます。 |
| | | ○情報通信技術の活用による住民サービスの向上と行政事務 |
| | ②情報化を支える人材 | の効率化を推進するため、多様な研修による専門性の高い職員 |
| | 教育 | の能力開発に努めるとともに、情報化を支える人材の登用を図 |
| | | ります。 |
| (2 |)多様な情報提供体制の構 | 構築 |
| | | ○ホームページの機能向上を図り、広く・深く・迅速な情報提 |
| | ①ホームページの活用 | 供を推進するとともに、意見・提言等を取り入れる双方向コミ |
| | | ュニケーションシステムを確立します。 |
| | ②CATVの多面的な | ○地域密着メディアとしてケーブルテレビの特性を活かし、行 |
| | | 政の様々な分野の情報を文字・画像・音声で提供するとともに、 |
| | 利用の促進 | 地上デジタル放送による双方向性を含めた活用を検討します。 |

4 行政運営

現況と課題

- ●少子高齢化社会や高度情報社会の進展等の社会情勢の変化や住民の価値観の変化に伴い、行政 が取り組む課題はこれまで以上に多様化・複雑化しています。
- ●地方分権のさらなる進展により、地方自治体における多様な住民ニーズに応え、より地域のニーズに合った効率的な施策を実行し、その結果についても責任を負う、自立した行政運営が求められています。
- ●行政サービスの維持・向上に向けて、住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、柔軟で機動 的な組織を確立し、人材の育成と職員の能力を活かす適材適所の人員配置に努め、組織の活性 化と効率的な運営を図っていく必要があります。
- ●災害の発生時には対策拠点となる新庁舎の機能を維持・向上し、災害に備える必要があります。
- ●まちづくりに必要な行政資源を確保し、効率的で生産性の高い行政経営を進めていくことが求められています。
- ●高度経済成長期に建設された公共施設が耐用年数を迎え、多くの施設で大規模改修や更新を検討すべき時期に来ていることから、長期的な総合管理計画の推進が求められています。

基本方針

- □社会環境の変化に対応できる新しい行政システムを構築するため、事務改善や事務事業の効率 化を図るとともに、組織機構や行政サービスの見直しに取り組みます。
- □町政を担う職員の育成に努め、意欲・能力の向上を図ります。

| (1 | (1) 効率的な行政運営の推進 | |
|-----|--------------------|---|
| | ①業務事業の見直し | ○事務業務の必要性、効果等を評価・検証し、整理・合理化を 行い、業務事業の民間委託等、行政事務の効率化を図ります。 |
| | ②組織・機構の見直し | ○複雑多様化する行政ニーズへの迅速かつ正確な事務処理の ため、職員を効率的に配置するとともに、各課が連携した柔軟 な組織づくりに努めます。 |
| | ③定員管理の実施 | ○権限移譲や新規の行政需要に伴う事務事業の増加において は、事務事業の見直しや民間委託等を考え、職員採用を行う等、 適正な定員管理に努めます。 |
| | ④情報化の推進 | ○個人情報の保護に留意しつつ、行政手続きのオンライン化を 進める等、住民の立場に立ったサービスの向上に努めます。 |
| (2 | (2)職員の育成・啓発 | |
| | ①研修の充実と 自己啓発の推進 | ○地域の活性化や住民福祉の向上等、様々な課題に的確に対応 していくために、職員の研修内容の充実を図り、専門知識の習 得の機会拡充に努めます。 |
| | ②人材の適正配置 | ○限られた人員で大きな効果を得る行政運営を維持するため、 職員の能力を的確に見定め、意欲と能力を最大限に活かせる適 材適所の人員配置を常に追求していきます。 |
| | ③職員の厚生対策 | ○「仕事に対する意欲と能力を十分に発揮するには、第一に心身の健康から」と認識し、職員が心身両面で健康を維持できるよう勤務時間や休暇取得等、時代に適応した厚生制度の充実に努めます。 |
| | ④接客態度の向上 | ○住民の目線に立った接客、要求事項の的確な把握を行うため、職員研修はもちろんのこと、職員の意識改革に努めます。 |

5 財政運営

現況と課題

- ●人口減少や少子高齢化社会の到来により、右肩上がりの経済成長が見込めない中で、国においても行財政改革が推進されており、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。
- ●限りある財源を最大限に活用して健全な財政運営を進めつつ、住民ニーズに応えていくことが 重要です。
- ●町税について、適正に課税・徴収し、安定した財源の確保に努める必要があり、また、税負担 の公平性の観点からも、滞納者対策により一層力を注ぎ徴収率を向上させる必要があります。
- ●入札や契約の見直し等、行政経費の節減合理化を推進します。
- ●自主財源の拡充を図るとともに、長期的な視点に立った効果的な事業の展開、民間活力の積極 的な導入等により、計画的・弾力的な財政運営を行う必要があります。
- ●分かりやすい財政状況の説明資料を作成し、定期的に公表・説明を行っています。

基本方針

- □後年度負担の増加防止のため地方債を抑制し、財政調整基金に頼らない将来にわたって自立した足腰の強い健全な財政体制の確立に努めます。
- □地方税の確保に努める一方、限られた財源の中で住民ニーズに応えるために、収入に見合った 支出にとどめるべく、事業の見直しや適正な受益者負担を求める等、経費節減に取り組みます。

| (1)財源の確保 | |
|------------|---|
| ①徴収の強化 | ○公正な課税と課税客体の的確な把握を図るとともに、年間を通じた個別訪問中心の徴収の実施、町税滞納整理強化月間における夜間徴収の実施等、徴税の強化に引き続き取り組みます。 ○滞納整理を促進し、町税の徴収率の向上を図るとともに、納税に対する不公平感を払拭し住民の税に対する理解を深めます。 |
| ②受益者負担の適正化 | ○行政サービスにより直接利益を受ける方の負担について、社会経済の変化への対応、他市町村・民間との比較による使用料・手数料等の見直しを行い、適正化を図ります。 |
| ③新たな財源の開拓 | ○ふるさと納税制度やネーミングライツ事業など新たな財源 の開拓により、歳入の確保を図ります。 |
| (2) 財政の健全化 | |
| ①事業の見直し | ○すべての事業について、統合・整理等経費の節減に努め、事業効果の薄いものについては廃止を検討する等、全町的な事業の大胆な見直しを図ります。 |
| ②投資的経費の抑制 | ○限られた財源の中で、住民にとって真に必要な事業を厳選する等、財政状況と整合性の取れた社会資本整備を進めます。 ○事業手法の評価・検証を継続的に行い、公共事業における総合的なコスト縮減に努めます。 |
| ③地方債の抑制 | ○後年度の負担の増加につながることのないよう、事業計画等 を十分に検討し、実質公債費比率の抑制に努めます。 |

6 広域行政

現況と課題

- ●人口減少が進む中、都市部からの移住・交流や定住を促進するためには、県及び近隣市町村と の連携・協調により、一定のまとまりを持った地域の特性を発揮する必要がでてきています。
- ●広域行政システムについては、国や県及び近隣市町村の動向について調査・研究を進めます。

基本方針

- □地域を超えた交流・連携により、共通する諸問題の解決や地域力の向上・発展に努めます。
- □広域的な基盤整備については必要に応じて国・県への働きかけを行います。

| | ○「徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市 |
|----------------------|-------------------------------|
| | である徳島市、周辺市町村との連携を深め、広域的な施策を講 |
| (1)他市町村との広域連携 の推進 | じ、住民の定住促進に向けた取り組みを推進します。 |
| | ○東部地区広域市町村圏協議会において周辺市町村との連携 |
| | を図り、広域圏域との一体的振興を図ります。 |
| | ○地域課題の解決のため、県域を越えての広域連携についても |
| | 検討を行います。 |
| | ○道路、河川、情報通信等、広域的な基盤施設の整備促進を国、 |
| (2)国・県との連携強化 | 県に要望します。 |

石井町 まちづくり指標

後期基本計画(平成 28~32 年度)に基づく各種施策・事業の取り組みを通じ、次に設定する「まちづくり指標」それぞれの目標達成を目指します。

| 指標分類 | NO | 指 標 項 目 | 現状値 (H26) | 目標値 (H32) | 所管 |
|-------------|----|--------------------------------------|--------------|--------------|----------|
| | 1 | メタボリックシンドローム該当者の割合 | 20.5%(H25) | 15.0% | 保健センター |
| | 2 | メタボリックシンドローム予備軍の割合 | 13.1%(H25) | 10.0% | 保健センター |
| | 3 | 乳がん検診の受診率 | 17.5% | 50.0% | 保健センター |
| 保 | 4 | 子宮頸がん検診の受診率 | 28.4% | 50.0% | 保健センター |
| 健 | 5 | 胃がん検診の受診率 | 12.3% | 50.0% | 保健センター |
| 医 療 指 | 6 | 肺がん検診の受診率 | 16.3% | 50.0% | 保健センター |
| 標 | 7 | 大腸がん検診の受診率 | 18.1% | 50.0% | 保健センター |
| | 8 | 前立腺がん検診の受診率 | 24.3% | 50.0% | 保健センター |
| | 9 | 生後4カ月までの赤ちゃん訪問実施率(こんにちは赤ちゃん 訪問事業) | 98.3% | 100.0% | 保健センター |
| | 10 | 国民健康保険被保険者の1人あたりの年間医療費 | 37万円 | 41万円 | 住民課 |
| | 11 | 一時保育を実施している保育園数 | 3箇所 | 4箇所 | すくすく子育て課 |
| 福 | 12 | 認知症サポーターの数 | 632人 | 1,000人 | 長寿社会課 |
| 祉 指 | 13 | 老人クラブの加入率 | 19.80% | 25.00% | 長寿社会課 |
| 標 | 14 | シルバー人材センターの就業延人員 | 8,277人 | 9,000人 | 長寿社会課 |
| | 15 | 介護予防事業利用者数 | 266人 | 300人 | 長寿社会課 |
| | 16 | パソコン1台当たり児童生徒数 | 6.1人 | 2.0人 | 学校教育課 |
| | 17 | 学校給食における地産地消比率 | 53.2% | 60.0% | 給食センター |
| | 18 | 公民館(中央公民館・公民館分館) 利用者数 | 102,109人 | 103,000人 | 社会教育課 |
| | 19 | 図書室利用者数 | 16,340人 | 17,000人 | 社会教育課 |
| | 20 | 生涯学習関連の講座参加者数 | 71,954人 | 73,000人 | 社会教育課 |
| 教 | 21 | 家庭教育講座参加者数 | 224人 | 250人 | 社会教育課 |
| 育・ | 22 | 社会体育施設(いしいドーム以外)利用者数 | 25,088人 | 26,000人 | 社会教育課 |
| 文 化 指 | 23 | スポーツ少年団指導者登録者数 | 96人 | 110人 | 社会教育課 |
| 標 | 24 | スポーツ教室・大会等参加者数 | 7,445人 | 7,500人 | 社会教育課 |
| | 25 | 文化祭参加団体数 | 56団体 | 60団体 | 社会教育課 |
| | 26 | 現地説明会、歴史講座への参加者数 | 550人 | 600人 | 社会教育課 |
| | 27 | 不登校児童生徒数(小学校·中学校) | 13件 | 0件 | 学校教育課 |
| | 28 | いじめの発生件数(小学校) | 5件 | 0件 | 学校教育課 |
| | 29 | 人権教育・啓発に関するイベントの参加者数 | 1,750人 | 2,000人 | 社会教育課 |

| 指標分類 | NO | 指 標 項 目 | 現状値 (H26) | 目標値 (H32) | 所管 |
|-------------|----|--------------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
| | 30 | 地籍調査進捗率 | 57.0% | 70.0% | いきいき農業振興課 |
| | 31 | 町道改良済延長 | 135.7km | 142.0km | 建設課 |
| | 32 | 歩道延長 | 8.5km | 10.0km | 建設課 |
| | 33 | 都市計画道路整備延長 | 2.2km | 3.0km | 建設課 |
| 安全 | 34 | 街路灯設置箇所数 | 37箇所 | 50箇所 | 建設課 |
| 基 | 35 | 交通事故発生件数 | 143件 | 100件 | いのちを守る防災危 機対策課 |
| 盤 指 標 | 36 | 放置自転車台数 | 20台 | 0台 | いのちを守る防災危 機対策課 |
| 124 | 37 | 自主防災組織率 | 86.7% | 100.0% | いのちを守る防災危 機対策課 |
| | 38 | 防災訓練参加者延人数 | 1,009人 | 2,000人 | いのちを守る防災危 機対策課 |
| | 39 | 災害時の非常食備蓄率(主食) | 50.0% | 50.0% | いのちを守る防災危 機対策課 |
| | 40 | 町の管理する公共施設の耐震化率 | 63.8% | 100.0% | いのちを守る防災危 機対策課 |
| | 41 | 耐震基準に適合した公営住宅の割合 | 23.1% | 40.9% | 福祉生活課 |
| | 42 | 水道普及率 | 91.0% | 92.0% | 水道課 |
| 快 | 43 | 汚水処理人口普及率 | 47.8% | 62.7% | 福祉生活課 |
| 適 • 環 | 44 | 合併処理浄化槽処理人口 | 12,055人 | 14,886人 | 福祉生活課 |
| 境 指 | 45 | ごみ総排出量 | 8,549トン | 6,806トン | 清掃センター |
| 標 | 46 | 町民1人当たりの日量ごみ排出量 | 888g | 729g | 清掃センター |
| | 47 | 家庭からの廃食用油回収量 | 3,500l | 5,0002 | 清掃センター |
| | 48 | 資源リサイクル率 | 22.9% | 30.0% | 清掃センター |
| | 49 | 認定農業者数 | 82人 | 100人 | いきいき農業振興課 |
| | 50 | 担い手への農地利用集積率 | 8.2% | 13.0% | いきいき農業振興課 |
| 産 | 51 | 町民農園面積 | 1,089 m ² | 2,000 m ² | いきいき農業振興課 |
| 業 指 | 52 | 企業の誘致件数 | 1件 | 5件 | 総務課 |
| 標 | 53 | 創業·起業者数 | _ | 25人 | わくわく観光情報課 |
| | 54 | 町内のスーパーマーケットで日常に必要な買い物をしている 町民の割合 | 72.9%(H27) | 80.00% | わくわく観光情報課 |
| | 55 | 観光入込客数 | 50千人 | 80千人 | わくわく観光情報課 |

| 指標分類 | NO | 指 標 項 目 | 現状値 (H26) | 目標値 (H32) | 所管 |
|-------------|----|-----------------------------|--------------|--------------|-----------|
| | 56 | ボランティア団体数 (エコ・ロードアドプト) | 25団体 | 28団体 | 総務課 |
| | 57 | ホームページへのアクセス件数 (1日あたり平均) | 223件 | 300件 | わくわく観光情報課 |
| | 58 | 職員研修受講率 | 85.0% | 100.0% | 総務課 |
| | 59 | 町の事務職の係長級以上にしめる女性の割合 | 30.0% | 50.0% | 総務課 |
| 行 | 60 | 町税徴収率[町民](現年度分) | 98.5% | 99.0% | 税務課 |
| 財 政 指 | 61 | 町税徴収率[固定](現年度分) | 96.9% | 98.0% | 税務課 |
| 標 | 62 | 町税徴収率[軽自](現年度分) | 97.1% | 98.0% | 税務課 |
| | 63 | 町税徴収率[町民](滞納繰越分) | 29.2% | 35.0% | 税務課 |
| | 64 | 町税徴収率[固定](滞納繰越分) | 32.5% | 35.0% | 税務課 |
| | 65 | 町税徴収率[軽自](滞納繰越分) | 18.7% | 30.0% | 税務課 |
| | 66 | 納税義務者のうち口座振替を利用している町民の割合 | 21.6% | 50.0% | 税務課 |
| 総合 | 67 | 総人口 | 25,625人 | 24,800人 | 総務課 |
| 指 標 | 68 | 石井町が住みやすいと感じる住民の割合 | 76.2%(H27) | 80.0% | 総務課 |



第四次石井町総合発展計画の基本構想

第1章

将来ビジョン - 目指すべき将来都市像 -

本計画の目指す石井町の将来ビジョンは、第三次計画との連続性を考慮し、次のとおりとします。

太陽と縁の環境部市 いしい

将来ビジョンの実現に向けては、"いしいの頭文字 I(あい)" から次に示す 4つの" I(あい)" をキーワードに、「人」「地域」「町」「明日」とのつながりを大切にするまちづくりに取り組みます。

▼ (あい)は、支え合いの"あい"です。



私たち誰もが心地よく安心して暮らすために、

かつてはどこの地域にでも見られた支え合うことの素晴らしさを今一度、考えてみませんか。 私たちの考える支え合いは、まずは人と知り合い、そして触れ合うことから始まります。私 たちは、そうした何気ない触れ合いを通じて、互いに支え合うことのできる暮らしと地域コ ミュニティの再生を目指します。



境とのつながりの中で成り立っています。人と人とのつながりと同じように、私たち一人ひとりの暮らしは、石井町の自然環境、都市環境、風景につながり、それは地球そのものとつながっています。私たちは、いつまでも健康に暮らせる持続可能な(地域)社会の構築を目指します。



第2章

基本目標

将来ビジョンの実現に向け、次に示す3つの基本目標を掲げます。

基本目標1

支え合い育て合う、人の輝くまちづくり

少子高齢化社会の中で、石井町に暮らす私たち一人ひとりが生涯を通じて自らの健康 づくりに取り組み、子どもから高齢者まですべての人が地域の中で互いに支え合い、そ して互いに育て合える環境づくりを進め、住民誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心 して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標2

環境を考え暮らしを快適にするまちづくり

私たち住民の暮らす石井町は、私たち一人ひとりの暮らしのメインステージ(舞台)であり、また、「まち」を形成する自然そのものが次代へと継承していくべき私たちみんなの財産であることを認識し、こうした自然環境・地域環境の中で快適性と利便性を享受できる都市環境・居住環境の形成を進め、自然環境と都市環境と私たちの暮らしとが調和したまちづくりを目指します。

基本目標3

||住民が主役の活力あふれるまちづくり

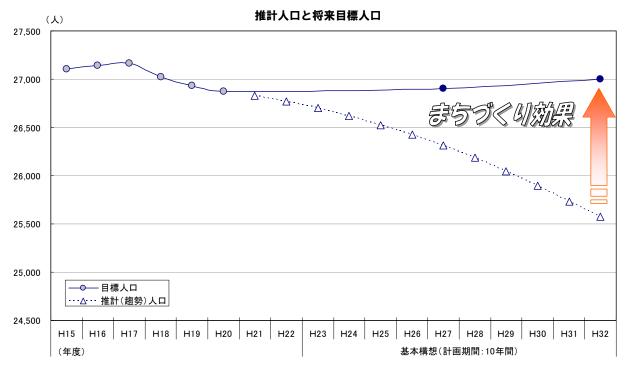
自律した都市としての安定的かつ持続可能な行財政運営の下、地域に活力があふれ、 町が元気であるために、そこに営まれる様々な産業の振興を図るとともに、私たち住民 一人ひとりがそれぞれの地域・コミュニティの中で主体的にまちづくりや住民活動に参 加し、そうした活動を通じて自らの新しい価値を発見・創造していくことができる、私 たち一人ひとりが主役になれるまちづくりを目指します。

第3章

将来目標人口

人口減少時代にあって、これまで人口増加基調で推移してきた本町においても平成 18 年 以降は緩やかな減少に転じており、合計特殊出生率等が現状程度を維持した場合、将来的に も緩やかな減少での推移が見込まれます。

しかしながら、本計画に掲げる将来ビジョンの実現に向け、今後取り組んでいく子育て支援をはじめとする様々なまちづくり施策の効果により、石井町が今以上に魅力的な町となり、将来人口についても概ね現状程度の人口規模を維持していくことを想定し、27,000人を将来目標人口として設定します。



| | | | 実 | 績 | | | 目 | 標 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成27年度 | 平成32年度 |
| | H16.3.31 | H17.3.31 | H18.3.31 | H19.3.31 | H20.3.31 | H21.3.31 | H28.3.31 | H33.3.31 |
| 人口 | 27,101 | 27,142 | 27,164 | 27,025 | 26,930 | 26,874 | 26,900 | 27,000 |
| 0~14歳 | 3,652 | 3,647 | 3,573 | 3,554 | 3,483 | 3,455 | 3,400 | 3,300 |
| 15~64歳 | 17,411 | 17,323 | 17,331 | 17,083 | 16,939 | 16,794 | 15,600 | 15,200 |
| 65歳以上 | 6,038 | 6,172 | 6,260 | 6,388 | 6,508 | 6,625 | 7,900 | 8,500 |
| 構成比 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 0~14歳 | 13.5% | 13.4% | 13.2% | 13.2% | 12.9% | 12.8% | 12.6% | 12.2% |
| 15~64歳 | 64.2% | 63.8% | 63.8% | 63.2% | 62.9% | 62.5% | 58.0% | 56.3% |
| 65歳以上 | 22.3% | 22.8% | 23.0% | 23.6% | 24.2% | 24.7% | 29.4% | 31.5% |

第4章

まちづくり施策の体系と大綱

将来ビジョン、基本目標を実現するためのまちづくり施策の体系と大綱は、次に示すとお りです。

将来ビジョン

基本目標

施策分野群の目標

施策分野

















支え合い育で合う、 人の輝く まちづくり

環境を考え

暮らしを快適にする

まちづくり

住民が主役の

活力あふれる

まちづくり

安心と生きがいを培う 充実

保健・医療・福祉の

- 〇 地域福祉

〇 保健 〇 医療

- 〇 児童福祉
- 〇 障害者福祉
- 〇 高齢者福祉・介護
- 〇 社会保障

人と地域を育てる 教育・文化の充実

- 〇 幼稚園教育
- 〇 義務教育
- 〇 社会教育·生涯学習
- 〇 生涯スポーツ
- 〇 地域文化 · 交流
- 〇 青少年健全育成
- 〇 人権

美しい自然環境と 安全な都市基盤の整備

- 〇 土地利用
- 〇 水利用
- 〇 道路 · 交通体系
- 〇 交通安全
- 〇 防災・防犯

快適で暮らしやすい 生活環境の整備

- 〇 住宅
- 〇 上水道
- 〇 下水道:污水処理
- 〇 環境衛生
- 〇 墓地・火葬場
- 〇 公園緑地

暮らしを支える 産業の振興

- 〇農業
- 〇 工業
- 〇 商業・観光

まちづくりを支える 効率的な行財政運営

- 〇 住民参加
- コミュニティ・ボランティア
- 〇 情報通信
- 〇 行政運営
- 〇 財政運営
- 〇 広域行政

基本目標1

支え合い育て合う、人の輝くまちづくり

安心と生きがいを培う保健・医療・福祉の充実

- ◇健康の自己管理を基本に、住民が健康で生きがいのある生活を送れるよう、住民一人ひ とりの健康づくりについて支援していきます。
- ◇高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会や関係機関等と連携し、福祉ニーズに応じたサービスの提供体制の確立に努めるとともに、生きがいをもって社会参加できるような環境づくりに取り組みます。
- ◇安心して子どもを産み育てられるよう、経済的な支援を含め、多様なニーズに対応した 子育て支援に取り組みます。
- ◆住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、地域で生き生きと暮らしていくことができる福祉 社会の形成を目指し、それぞれの地域にふさわしい福祉のしくみづくりを進めます。

人と地域を育てる教育・文化の充実

- ◇次代を担う子どもたちが、自ら問題解決能力を高め、たくましく創造性豊かに成長できる教育環境の整備を図るとともに、情報化・国際化社会に対応した教育内容など、特色ある学校づくりを進めます。
- ◇住民誰もが生涯を通じて主体的な学習活動ができるような機会と場の提供に努めるな ど、生涯学習のための環境整備に取り組みます。
- ◇町内の有形の歴史資源・文化資源だけでなく、地域に根ざした伝統文化・祭等を次世代 に継承していくための環境整備やしくみづくりに努めます。
- ◇都市間交流や町内の地域間交流を通じて、様々な人や文化と触れ合いとともに、町全体 の活性化を図ります。

基本目標2

環境を考え暮らしを快適にするまちづくり

美しい自然環境と安全な都市基盤の整備

- ◇河川を含めた自然環境は石井町の魅力・快適性を高める貴重な資源であることから、保 全を基本にした環境整備に努めます。
- ◇住民の利便性・快適性や来町者のホスピタリティの向上を図るため、幹線道路網等の整備を進めます。

◇災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域における防災意識や防犯意識等の啓発等 に取り組みます。

快適で暮らしやすい生活環境の整備

- ◇良好な都市環境・住環境や都市景観の維持・形成を図ります。
- ◇若者やU・Iターン者等の定住を促進するための住宅環境等の整備に取り組みます。
- ◇安全な水道水の安定的供給体制の確立を図るとともに、汚水処理についても整備等を進めます。
- ◇住民一人ひとりが地球環境保全の意識を高めるとともに、限りある資源の消費・廃棄の 減量やリサイクル等に地域が一体となって取り組み、環境共生時代をリードする石井モ デルのしくみづくりを目指します。

基本目標3

住民が主役の活力あふれるまちづくり

暮らしを支える産業の振興

- ◇農業の振興を図るため、担い手の育成支援を図るとともに、第2次産業・第3次産業と 連携しながら、地産地消のしくみづくり等を進めます。
- ◇多様化する消費者ニーズや経済構造の変化等を踏まえながら、魅力ある商業環境の整備 や集客力のある商業地・商店街づくりに取り組むとともに、地場産品・地場産業等を活 かした商品開発と石井ブランドづくりを進めます。
- ◇産業の活性化に向け、環境に配慮しながら企業誘致に取り組んでいきます。
- ◇町内の魅力ある地域資源を観光資源として磨き、そのネットワーク化を進めるとともに、 にぎわいある集客・交流のしくみづくりに取り組みます。

まちづくりを支える効率的な行財政運営

- ◇男女が地域社会の対等な構成員として、地域社会や家庭等の様々な活動に対等の立場で 参画できる社会環境づくりを進めます。
- ◇住民の主体的なまちづくり活動や自主的活動組織を支援するなど、住民主導型のまちづくりを推進します。
- ◇インターネット等の高度情報通信基盤の整備など、地域情報化を促進します。
- ◇分権型社会に対応した行財政改革を推進するとともに、広域行政への取り組み等を含め、 効率的な行財政運営に努めます。

用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術。

アクセス

接続。

新しい公共

行政だけが公共の役割を担うのではなく、地域の様々な主体(町民・企業等)が公共の担い手の当事者 としての自覚と責任を持って活動することで「支え合いと活気がある社会」をつくるという考え方。

アドバイザー

助言をしてくれる人。

アドプトプログラム

住民や地元企業が、地元の道路や川の土手のような公共物を自分たちの養子(アドプト)とみなし、定期的に空き缶拾いなどの清掃活動を行うボランティア制度。

インターネット

世界中のコンピュータやコンピュータネットワークを相互に接続している通信網。

イントラネット

インターネットの技術を利用した、組織内の情報通信網。

エコ

エコロジーの略で、本来は生態学の意味。生態系を含めた地球規模の環境問題やその取り組み。

NPO

Non Profit Organization の略で、ボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織。

LED

Light Emitting Diode の略で、日本語訳は発光ダイオード。従来型の蛍光灯に比べ寿命が長く、消費電力が約10分の1以下と省エネ・低コストであること等が特徴。

オゾン層

成層圏の地上から $10\sim50$ km にあるオゾン濃度の高い層で、太陽光のうち有害な紫外線の大半を吸収している。

オープンスクール

地域に開かれた学校を目指し、授業の様子等を地域の方々に公開する取り組み。

オペレーター

機械等を操作・運転する人。

か行

グローバル

地球全体、世界規模。

合計特殊出生率

1人の女性が生涯に生む子供の平均数で、15~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。

コスト

費用。

コーディネート

2種類以上のものを調整したり、まとめたりすること。

コミュニティ

地域社会、共同体。

コミュニティビジネス

地域住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生 を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業。

さ行

3 次救急医療

2次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者への対応 機関。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

スプロール化

都市が無秩序に開発され、郊外へと拡大していくこと。

セーフティーネット

安全網・安全策。

セキュリティ

安全・防犯。

な行

2 次救急医療

入院治療を必要とする重症患者に対応する機関。

ニーズ

必要、要求、要望。

ネットワーク

網目のような組織、つながり。

ノーマライゼーション

年齢や障害の有無に関わらず、すべての人々が平等に、ともに社会の一員として自立した生活や社会活動ができることが通常であるという理念。

は行

パブリックコメント

公的機関が基本的な政策等を策定するときに、その策定しようとする政策等の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して住民等から寄せられた意見のこと、または、こうした手続きのこと。

病院群輪番制

救急車により直接搬送されてくる、または、かかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されて くる重症救急患者に対応するための医療機関を整備している制度で、地域ごとに休日や夜間に対応でき る病院(一部有床診療所)が輪番制(もちまわり)で対応。

フィルタリングサービス

未成年にふさわしくない特定のウェブサイトにアクセスできないようにするサービス。

プライバシー

公開されることを望まない個人的な事柄。

ブランド

銘柄·商標。

ベッドタウン

大都市の周辺にあり、大都市への通勤者の居住地となっている都市。

ポケットパーク

街の一角等に設けられるベンチを置く等してつくった小さな公園。

ま行

マイナンバー制度

税や年金、雇用保険などの行政手続きに使われる、国民一人ひとりが持つ12桁の番号。

メディア

情報の記録、伝達、保管などに用いられる物や装置のことであり、広い意味では、テレビ・新聞等のマスメディアを含む媒体。

モラル

社会や個人の道徳・倫理観。

や行

ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者なども含め、誰にでも使いやすい形に設計すること。

ユビキタス社会

いつでも、どこでも、誰でもアクセスが可能なネットワーク環境が整った社会。

4 R

リフューズ (Refuse)、リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の頭文字を とったもの。

> リフューズ・・・断ること。ごみの量を減らすために、ごみとなるものを家庭に持ち込まな いという考え方。

> リデュース・・・減らすこと。ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしてい くという考え方。

リユース・・・・繰り返し使うこと。使えるものは繰り返し使用し、ものの寿命を最大限生 かすという考え方。

リサイクル・・・資源として再利用すること。どうしても不要物 (ごみ) になる場合、大切 な資源として活用できるように正しく分別して、資源として再利用すると いう考え方。

ら行

ライフスタイル

生活の様式や価値観。

リーフレット

案内や説明などのために、1枚の紙に刷られた印刷物。

第四次石井町総合発展計画 後期基本計画

●発行/徳島県 石井町 〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1 TEL 088-674-1111 http://www.town.ishii.lg.jp/

●発行日/平成28年3月

